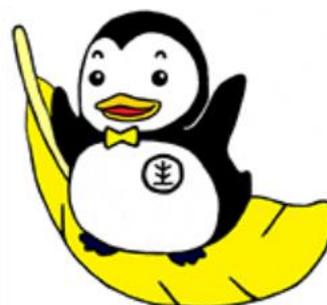


姫路市再犯防止推進計画



令和4年(2022年)3月

姫路市

表紙のイラストは、更生保護のマスコットキャラクター「更生ペンギンのホゴちゃん」です。
ホゴちゃんは、立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない明るい社会を願う心優しいペンギンです。

詳しくは、法務省ウェブサイト「ホゴちゃんとサラちゃんのお部屋」をご覧ください。

はじめに

近年、刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙者数に占める再犯者数の割合は増加しており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

このような中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯防止に関する施策を実施する責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方における再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないこととされました。このため本市では、法の趣旨を踏まえ、犯罪のない安全・安心なまちづくりの実現に向けて取り組んでいくための、「姫路市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢者や障害者等の福祉的支援が必要な人など、さまざまな課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の立ち直りを支え、社会復帰を支援していくことが、再犯を防ぎ、安全・安心に過ごすことのできる犯罪のない明るい社会の実現につながっていきます。

本市では「L I F E」にこめられた3つの意味に基づく、「『命』をたいせつにする市政」、「『一生』に寄り添う市政」、「『くらし』を豊かにする市政」の3つを市政運営のメインテーマとし、何よりも人にやさしい市政、「人をたいせつにし、人に寄り添う市政」を推進しています。再犯防止施策は就労、住居、保健医療、福祉等多岐の分野にわたることから、3つのメインテーマに深く関わっています。本計画の策定により、市のさまざまな事業に再犯防止の視点を反映させ、整合性をもって、総合的に施策を推進するとともに、関係機関や団体等の皆さまとの連携を強化し、誰一人取り残さない安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定に当たり、ご協力を頂きました関係機関・団体等の皆さま、アンケート調査やパブリック・コメント手続を通して、貴重なご意見やご提案を寄せていただきました市民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和4年（2022年）3月

姫路市長 清元秀泰

目 次

第1章 計画の概要

1 策定の背景、計画の位置付け	1
2 基本方針	3
3 重点課題	4
4 計画期間	4

第2章 施策の推進

1 就労・住居の確保等のための取組	
(1) 就労の確保等	
① 現状認識と課題等	5
② 具体的施策	
ア 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得	7
イ 就職に向けた相談・支援等の充実	8
ウ 新たな協力雇用主の開拓・確保	10
エ 犯罪をした人等を雇用する企業等の社会的評価の向上等	11
(2) 住居の確保等	
① 現状認識と課題等	12
② 具体的施策	
ア 更生保護施設における自立支援の充実	13
イ 地域社会における定住先の確保	13
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
(1) 高齢者や障害のある人等への支援等	
① 現状認識と課題等	14
② 具体的施策	
保健医療・福祉サービスの利用に関する連携の強化	15
(2) 薬物依存を有する人への支援等	
① 現状認識と課題等	19
② 具体的施策	
ア 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実	20
イ 薬物乱用防止に関する啓発活動	20
3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
学校等と連携した修学支援の実施等	
① 現状認識と課題等	22

② 具体的施策	
ア 児童生徒の非行の未然防止等	23
イ 学校や地域社会において再び学ぶための支援	24
4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組	
(1) 民間協力者の活動の促進等	
① 現状認識と課題等	27
② 具体的施策	
ア 民間ボランティアの確保	29
イ 民間ボランティアの活動に対する支援の充実	30
(2) 広報・啓発活動の推進等	
① 現状認識と課題等	31
② 具体的施策	
ア 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	32
イ 民間協力者に対する表彰	34
5 関係機関・団体との連携強化等のための取組	
関係機関・団体との連携強化等	
① 現状認識と課題等	35
② 具体的施策	
ア 国、県等との連携の強化	36
イ 他の自治体、関係団体等との連携の強化	37

☆ 参考資料

1 再犯防止の推進に関する市政モニターアンケート概要	42
2 再犯防止の推進に関する保護司アンケート概要	48
3 再犯の防止等の推進に関する法律	57
4 用語集	63
5 計画策定経緯	69
6 相談窓口一覧	71
7 関係機関	72

本文中の※印のついている語句は、参考資料の「4 用語集」(P63～)で説明しています。

第1章 計画の概要

1 策定の背景、計画の位置付け

近年、全国的に刑法犯^{*}の検挙^{*}者数が減少している一方で、再犯者数の減少を上回るペースで初犯者数が減少し続けているため、再犯者率^{*}は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています（図表1）。

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など、地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要です。

平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記（第4条）されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第8条第1項）が課されました。

姫路市では、再犯防止推進法の趣旨を踏まえ、市民だれもが身近な生活において安全・安心を実感できるまちづくりの実現に向け、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、この計画を策定します。そして、計画を推進することによって、市内のさまざまな事業に再犯防止（犯罪をした人等の社会復帰促進）の視点を反映させ、安全・安心な地域づくりを進めてまいります。

本計画における「犯罪をした人等」、「再犯防止」とは

本計画において、「犯罪をした人等」とは、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人を行い、警察で微罪処分になった人や検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放された人等を含みます。

また、「再犯防止」とは、犯罪をした人等が再び犯罪をすることを防ぐ（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった人が再び非行少年となることを防ぐ）ことをいいます。

【図表 1】 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

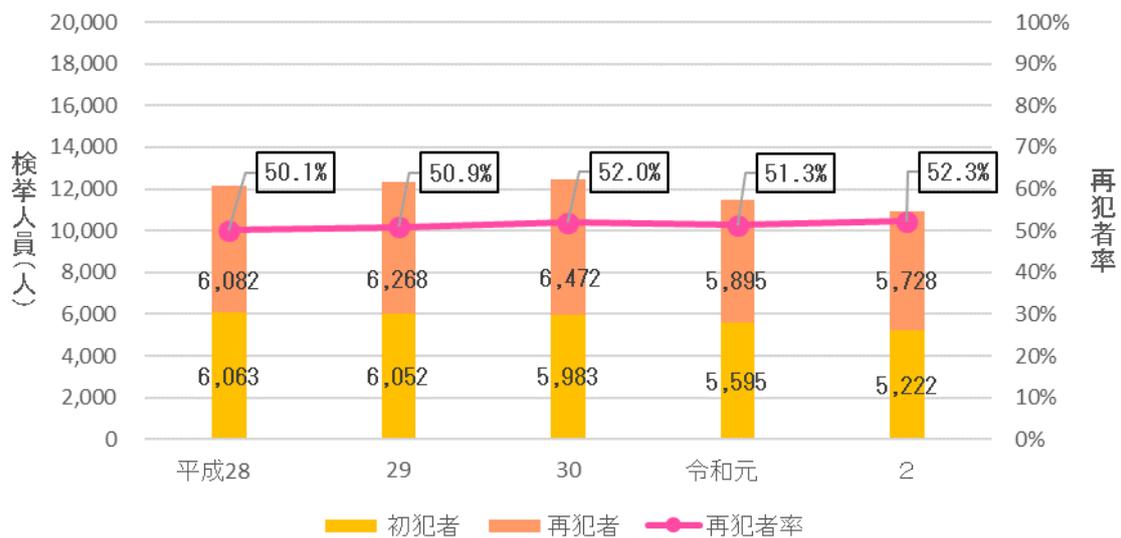
(平成23年～令和2年)

単位：人

年次	検挙人員	再犯者		再犯者率
		初犯者	再犯者	
平成23	305,631	171,907	133,724	43.8%
24	287,021	156,944	130,077	45.3%
25	262,486	139,848	122,638	46.7%
26	251,115	132,734	118,381	47.1%
27	239,355	124,411	114,944	48.0%
28	226,376	116,070	110,306	48.7%
29	215,003	110,229	104,774	48.7%
30	206,094	105,493	100,601	48.8%
令和元	192,607	98,640	93,967	48.8%
2	182,582	92,915	89,667	49.1%

(法務省法務総合研究所編 令和3年版 犯罪白書より)

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移
(兵庫県のみ)



(法務省資料より)

2 基本方針

犯罪をした人等が円滑に社会の一員として復帰できるよう支援することは、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らしていける社会の実現につながります。社会に戻ってきた人が過ちを繰り返さないために、その再出発に寄り添い、更生を支えることは、社会のために非常に大切なことです。

そこで、再犯防止推進法の基本理念を踏まえ、犯罪をした人等を含め市民誰もが安心して穏やかに暮らせるように、次の4つを基本方針として設定します。

① 誰一人取り残さない

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、県、市町、民間の団体その他の関係者と緊密な連携協力体制をとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

② 切れ目のない指導及び支援

犯罪をした人等が刑事司法手続を経て地域社会へ戻り、社会の一員として復帰するまでの間、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導や支援を受けられるようにします。

③ 効果的な施策

再犯の防止等に関する施策は、犯罪や非行の実態を踏まえ、既存の施策の効果検証や民間団体その他関係者の意見聴取を行うなど、社会情勢に応じた効果的なものとなるように取り組みます。

④ 広く市民の関心と理解を醸成

犯罪をした人等が立ち直り、円滑な社会復帰を果たすためには、本人の努力だけでなく、周囲の人や地域社会の理解と協力が必要です。再犯の防止等に関する取組を分かりやすく効果的に広報するなど、広く市民の関心と理解が得られるように普及、啓発していきます。

3 重点課題

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐の分野にわたることから、再犯防止推進法に規定する基本的施策に基づき、次の5つに整理し重点課題とします。

これらの課題は相互に密接に関係していることから、施策間の関連を意識しつつ、総合的に施策を推進していく必要があります。

- ① 就労・住居の確保等のための取組
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- ⑤ 関係機関・団体との連携強化等のための取組

4 計画期間

再犯防止推進法は、国において少なくとも5年ごとに再犯防止推進計画に検討を加えることとしていることから、計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や国の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、各施策については定期的に進捗状況の確認を行い、施策の実施の推進を図っていきます。

第2章 施策の推進

1 就労・住居の確保等のための取組

(1) 就労の確保等

① 現状認識と課題等

令和3年版犯罪白書によると、過去に刑事施設^{*}を出所し、再び犯罪をして令和2年に刑事施設に入所した人のうち、男性は70.5%、女性は88.1%、男女計では72.0%の人が再犯時に無職でした（図表2）。

安定した生活を送る上で就労は重要な基盤であり、不安定な就労が再犯へとつながる可能性が高いことから、再犯防止にあたり、就労の確保は重要です。

姫路市が令和元年度に実施した「地域福祉実態意向調査」では、「罪を犯した人が地域に戻る場合、その人に対してどのような再犯防止支援が必要だと思いますか。」という問いに対して、「就労支援」との回答が56.5%で第1位でした（図表3）。また、令和3年度に実施した「市政モニターアンケート」においても、同様の質問に対し、「就労支援」との回答が86.0%で第1位となっています。さらに、民間協力者である保護司^{*}に対するアンケート調査においては、「再犯防止のためにどのような支援が必要だと思いますか。」という問いに対し、74.2%が「就職先の確保」と回答しています。

国においては、コレワーク（矯正就労支援情報センター）^{*}の機能を強化し、企業等に対し、刑務所出所者等の雇用に関する働きかけを積極的に実施しています。また、都道府県を単位として設立された就労支援事業者機構^{*}が、協力雇用主^{*}の開拓、刑務所出所者等を雇用する企業への助成などにあたっています。

しかしながら、犯罪や非行をした人は、基礎的な学力や就労上求められる技能をこれまで十分に身につける機会を得られなかった場合が多く、また、前歴による就労上の制約を受けることも多いなど、さまざまな問題を抱えています。

【図表 2】入所受刑者※の就労状況別構成比

(令和 2 年)

① 男性 単位：人

区分	総数	無職	有職
初入者	5,977	3,807 (63.7%)	2,170 (36.3%)
再入者	8,783	6,191 (70.5%)	2,592 (29.5%)

② 女性

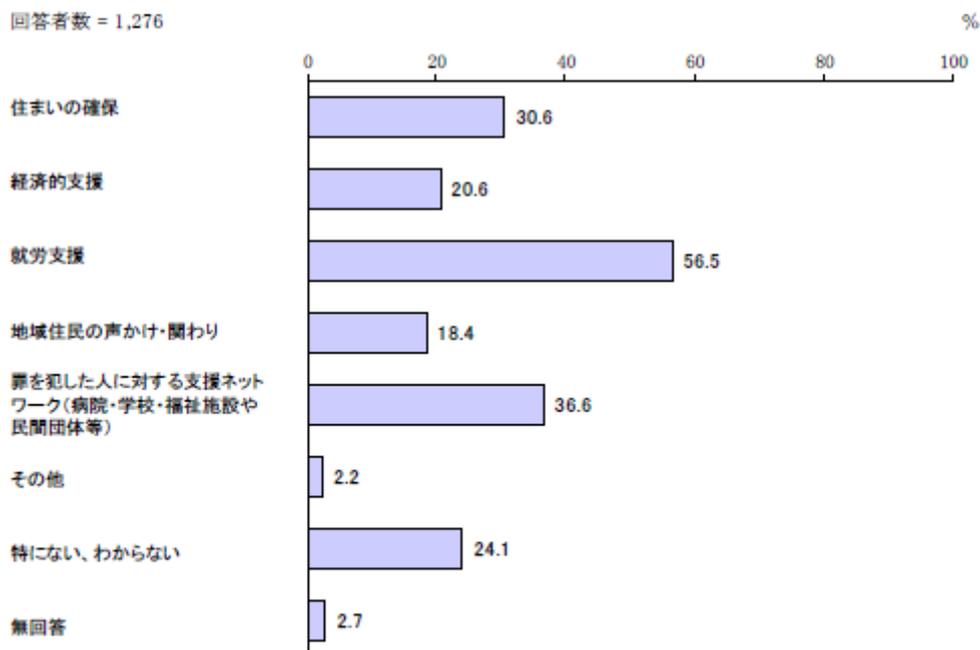
区分	総数	無職	有職
初入者	934	724 (77.5%)	210 (22.5%)
再入者	826	728 (88.1%)	98 (11.9%)

(法務省法務総合研究所編 令和 3 年版 犯罪白書より)

【図表 3】姫路市地域福祉実態意向調査報告書（令和 2 年 3 月）より

問 23 【全員にお尋ねします。】
 罪を犯した人が地域に戻る場合、その人に対してどのような再犯防止支援が必要だと思えますか。
 当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

「就労支援」の割合が 56.5%と最も高く、次いで「罪を犯した人に対する支援ネットワーク（病院・学校・福祉施設や民間団体等）」の割合が 36.6%、「住まいの確保」の割合が 30.6%となっています。



② 具体的施策

ア 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

施策名	施策内容	主管課
姫路少年刑務所への支援	姫路少年刑務所で開催される弁論大会や矯正展※開催の後援を行い、受刑者のスキルや技術の習得、更生意欲の向上を促進します。	市民活動推進課
	姫路少年刑務所の受刑者が労務を提供する社会貢献作業の情報を市役所全庁に紹介し、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう協力します。	市民活動推進課
	ふるさと納税の返礼品に、伝統工芸品である姫路独楽やバーベキューコンロなどの刑務作業製品を加え、PRに努めます。	地方創生室
	姫路少年刑務所から刑務作業製品の角椅子を購入し、市立小・中学校で使用します。	教育委員会総務課

イ 就職に向けた相談・支援等の充実

施策名	施策内容	主管課
稼働能力を有する生活保護受給者への就労支援事業	<p>働く意思と能力があるにも関わらず資格や経験、学歴の不足により就職が困難な人については、特性に合わせた就労先の開拓や経歴等を聞き取り、適した仕事を紹介するなどの就労支援を行います。</p> <p>また、日常生活習慣や基礎技能等の習得が必要な人については、民間事業者と連携し、就労準備の支援を行います。</p>	生活援護室
生活困窮者自立相談支援事業の推進	<p>複合的な課題を抱える生活困窮者の自立の促進を図るため、姫路市総合福祉会館に「くらしと仕事の相談窓口」を設置することにより、広く困り事の相談を受け、解決の糸口を相談者と共に探していく支援を行います。</p> <p>就労支援を希望する人には、ハローワーク[*]や当事業委託先と連携した就労支援や、無料職業紹介により、就労先へのマッチングを行います。あわせて、面接練習や履歴書の書き方の指導、就職後の定着支援などを行います。</p>	生活援護室
障害福祉サービス等の利用の支援	<p>就労移行支援[*]等の就労系障害福祉サービスの利用に係る相談対応を行い、その利用を支援します。</p>	障害福祉課

<p>姫路しごと支援センターの運営</p>	<p>併設するハローワークステーション姫路と連携して、就職に課題を抱える若者から高齢者まで、幅広い年代が利用できる就職のための総合相談窓口として運営し、キャリアカウンセラーによる履歴書の書き方や面接試験対策などのアドバイスや相談支援のほか、適職診断や就職準備セミナーなど就職につながる幅広い支援を実施します。</p>	<p>労働政策課</p>
<p>若者への就労支援の実施</p>	<p>働くことへの不安を抱える若者を対象に、生活リズムを整えるなど寄り添いながら就労へ向けた支援を実施している国設置の「ひめじ若者サポートステーション」の事業に協力するほか、連携してジョブトレーニングなどの職業体験も実施します。</p>	<p>労働政策課</p>
<p>高齢者への就労支援の実施</p>	<p>高齢者への就労機会を提供する姫路市シルバー人材センターに対する支援のほか、ハローワーク等と共催し高齢者向け合同企業説明会を開催します。</p>	<p>労働政策課</p>
<p>女性への就労支援の実施</p>	<p>女性の就労に理解のある企業への就労を支援します。キャリア形成に関する研修やセミナー、企業見学等のプログラムを実施します。</p>	<p>労働政策課</p>

労働相談の実施	専門家（弁護士・社会保険労務士）による、解雇、賃金、就業条件、労働災害、年金等の労働相談を月2回実施します。	労働政策課
---------	--	-------

ウ 新たな協力雇用主の開拓・確保

施策名	施策内容	主管課
コレワーク近畿や兵庫県就労支援事業者機構との連携	事業者に対し、法務省が推進する協力雇用主制度や、刑務所出所者等の就労を支援するコレワーク近畿や兵庫県就労支援事業者機構を紹介します。	市民活動推進課
姫路就労支援協力雇用主会（姫路稀観会）への協力	姫路市保護司会が立ち上げた姫路就労支援協力雇用主会（姫路稀観会）が行っている、新たな協力雇用主の募集活動に協力します。	市民活動推進課
協力雇用主の紹介や募集の広報活動	経済情報誌上に、協力雇用主の紹介や募集記事を掲載するなど、新規協力雇用主の開拓、確保に努めます。	産業振興課

エ 犯罪をした人等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

施策名	施策内容	主管課
協力雇用主の公共調達受注の機会拡大	企業の保護観察※対象者等の雇用実績を総合評価落札方式による制限付一般競争入札の評価項目とするなど、協力雇用主の公共調達受注の機会の拡大に努めます。	契約課

【図表4】 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数
及び雇用されている刑務所出所者等数

(平成29年～令和2年)

単位：人

年次	協力雇用主数	実際に雇用している 協力雇用主数	雇用されている 刑務所出所者等数
平成29	18,555	774	1,204
30	20,704	887	1,465
31	22,472	945	1,473
令和元	23,316	1,556	2,231
2	24,213	1,391	1,959

(法務省 令和3年版 再犯防止推進白書より)

※平成28年から31年は、4月1日現在の数値。令和元年から、10月1日現在の数値。

(参考) 兵庫県内

令和2	806	32	50
-----	-----	----	----

(法務省資料)

(2) 住居の確保等

① 現状認識と課題等

刑務所を満期で出所した人のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないままの出所でした。そしてこれらの人は、帰住先が確保されていた人と比較して、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています（平成29年12月15日閣議決定「再犯防止推進計画」より）。

また、入所受刑者^{*}の居住状況を見ると、住居不定の人の占める比率が初入者と比べて再入者の方が高くなっています（図表5）。

適当な帰住先を確保することは、地域社会において安定した生活を送るために重要な基盤であり、再犯防止にあたって非常に重要です。

国においては、更生保護施設^{*}の機能強化や、自立準備ホーム^{*}の開拓などの取組を進めてきましたが、受け皿としては十分でなく、また、これらの施設は、社会内で落ち着いて生活できる環境を確保するまでの間、一時的に宿泊させ、社会復帰のための指導や支援を行う事を目的としており、本人に関与できる期間も限定されています。更生保護施設等入所者の中には、就労を継続し円滑に退所できる人もいますが、高齢や障害、疾病等、就労困難な事情を抱えている人の場合には、施設退所後の生活基盤を自力で確保することは容易でないため、関係機関・団体が連携し、継続的な支援を行う必要があります。

【図表5】入所受刑者の居住状況別構成比

（令和2年）
単位：人

① 男性				
区分	総数	住居不定		住居不定以外
総数	14,470	2,835	(19.6%)	11,635 (80.4%)
初入者	5,716	896	(15.7%)	4,820 (84.3%)
再入者	8,754	1,939	(22.1%)	6,815 (77.9%)

② 女性				
区分	総数	住居不定		住居不定以外
総数	1,665	126	(7.6%)	1,539 (92.4%)
初入者	842	58	(6.9%)	784 (93.1%)
再入者	823	68	(8.3%)	755 (91.7%)

（法務省法務総合研究所編 令和3年版 犯罪白書より）

② 具体的施策

ア 更生保護施設における自立支援の充実

施策名	施策内容	主管課
更生保護施設への支援	姫路市内で宿泊場所や食事の提供のほか、さまざまな更生保護※事業を行っている更生保護施設の「姫路薬師寮」と「播磨保正会」に対して、被保護者の自立支援に関する事業の助成を行い、その充実を支援します。	市民活動推進課

イ 地域社会における定住先の確保

施策名	施策内容	主管課
市営住宅の適切な提供	住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で市営住宅を賃貸し居住の安定を図ります。	住宅課
セーフティネット住宅※の登録促進	居住支援協議会※との連携により、住宅確保要配慮者※（低額所得者、高齢者、子育て世帯等）の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を推進します。	住宅課

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための 取組

(1) 高齢者や障害のある人等への支援等

① 現状認識と課題等

65歳以上の高齢者が刑務所出所後2年以内に再び入所する割合は、他の世代と比較して高く（図表6）、また、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6ヶ月未満で再犯に至っています。また、知的障害のある人についても、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています（平成29年12月15日閣議決定「再犯防止推進計画」より）。

国においては、刑務所出所後に適当な帰住先が確保されていない高齢者や障害のある人に対して、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを利用できるように地域生活定着支援センター*を設置するほか、矯正施設*や更生保護施設への社会福祉士等の配置などを実施してきました。

姫路市においては、保健医療・福祉サービスは犯罪をした人か否かを問わず支援が必要な高齢者や障害のある人等に提供されるものですが、福祉的支援が必要であるにも関わらず、本人が希望しない又は本人がその制度等を把握していないなどの理由から、適切な支援に結びつかない場合があります。また、高齢や障害の状況により個々の条件等も一律ではないことから、関係機関が連携し、情報の提供・共有を含め、きめ細かな支援を実施していくことが必要となります。

保護司アンケートにおいても、「これまでに担当された保護観察対象者に、複数の課題（生活困窮、障害、要介護、引きこもり、虐待等）が重なり、支援困難な事例はありましたか。」という問いに対し、30.6%が「よくある」又は「時々ある」と回答しており、今後も、関係機関・団体との連携を強化し、福祉制度の情報提供・利用促進に努めていくことが必要です。

【図表6】出所受刑者の2年以内再入率※

単位：人

区 分	平成29年		平成30年		令和元年	
	出所受刑者 人員	2年以内 再入者人員	出所受刑者 人員	2年以内 再入者人員	出所受刑者 人員	2年以内 再入者人員
30歳未満	2,199	241 (11.0%)	2,164	199 (9.2%)	2,005	169 (8.4%)
30～39歳	4,995	683 (13.7%)	4,530	577 (12.7%)	4,319	557 (12.9%)
40～49歳	6,136	1,006 (16.4%)	5,938	969 (16.3%)	5,403	828 (15.3%)
50～59歳	4,324	833 (19.3%)	4,269	807 (18.9%)	4,201	770 (18.3%)
60～64歳	1,434	299 (20.9%)	1,350	278 (20.6%)	1,263	252 (20.0%)
65歳以上	2,910	650 (22.3%)	2,781	566 (20.4%)	2,762	549 (19.9%)

(法務省法務総合研究所編 令和3年版 犯罪白書より)

② 具体的施策

保健医療・福祉サービスの利用に関する連携の強化

施策名	施策内容	主管課
生活保護による支援	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長します。	生活援護室
生活困窮者家計改善支援事業	何らかの収入がありながら、支出の仕方に問題があるため、収支のバランスが取れなくなり、公共料金や家賃、税、保険料等の滞納や債務が発生している又はそのおそれがある人に対して、収支のバランスが取れた家計のやりくりを自ら行えるよう、ファイナンシャルプランナー等の資格を有する支援員による支援を行います。	生活援護室

<p>地域包括支援センターによる支援</p>	<p>高齢者分野の困りごとへの相談対応をはじめとしたさまざまな支援を行う中核機関として、地域包括支援センターを市内に23か所設置しています。介護・福祉・保健・医療など、高齢者に関するさまざまな相談に対応し、地域における高齢者の実態把握や多様な社会資源のネットワーク化等によって、高齢者の支援ニーズを把握し、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。</p>	<p>地域包括支援課</p>
<p>障害のある人への支援</p>	<p>障害者手帳の取得を含め、障害福祉制度全般における相談対応を行い、障害福祉制度の利用を支援します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>障害のある人の自立に向けた支援の実施</p>	<p>障害者の相談窓口の拠点として基幹相談支援センター*を運営し、障害福祉サービス等の利用に係る相談対応を行い、その利用を支援します。</p> <p>特に、触法障害者の支援について、刑事司法関係機関*や弁護士等司法関係者からの相談等に対し、基幹相談支援センターを中心に対応し、その支援方策を検討及び調整します。</p>	<p>障害福祉課</p>

<p>発達上の課題を有する人に対する支援</p>	<p>特性に応じて就労や日中活動の場につなげ、定着できるよう支援します。また、発達障害に対応できる医療機関や相談機関の利用も促し、継続した服薬調整や相談が受けられるよう支援します。</p>	<p>総合福祉通園センター</p>
<p>地域福祉計画との連携</p>	<p>住み慣れた地域で健やかな暮らしができるまちづくりを目指すため、再犯防止の推進を地域福祉計画の重点方策に位置付け、施策の進捗を把握します。</p>	<p>保健福祉政策課</p>
<p>地域に密着した見守りの推進</p>	<p>社会福祉協議会の社協支部のふれあいネットワーク事業やふれあいサロン事業、子育て支援事業等を通して、さまざまな世代間の交流の促進、地域での居場所づくりを推進します。また、交流促進等を通じて地域で顔の見える関係を構築し、気軽に相談できる相手を増やす中で、同じような問題を抱える仲間との助け合いや地域での見守りを推進します。</p>	<p>保健福祉政策課</p>
<p>地域における生活に困窮した人の早期発見への取組</p>	<p>社会福祉協議会の社協支部や民生委員・児童委員、民間事業者等による見守り活動を通じ、支援を必要としているがひきこもり状態や傷病等により、親族や地域住民との関わりが乏しく孤立していて、問題が深刻化するおそれのある人の早期発見と対応に努めます。</p>	<p>保健福祉政策課 総合福祉会館</p>

<p>総合的な相談支援機能の整備</p>	<p>姫路市総合福祉会館において、高齢者、障害のある人、子ども、その他支援を必要とする人のための相談窓口を集約するほか、複合的課題に関して多職種連携による包括的な相談支援を行う体制を整備します。</p>	<p>総合福祉会館</p>
----------------------	---	---------------

(2) 薬物依存を有する人への支援等

① 現状認識と課題等

毎年、覚醒剤取締法違反により検挙される者が1万人近くにのぼり、また、刑務所入所者の罪名の約3割が覚醒剤取締法違反となっています。また、同一罪名再犯者率（覚醒剤取締法違反で検挙された人のうち、過去に同法違反で検挙されたことのある人の割合）が高いのが特徴で、近年は6割を超え、令和2年には7割に達しています（図表7）。

また、保護司へ実施したアンケート調査においても、「保護観察に関する活動のなかで、困難を感じる事」として、「薬物やアルコール依存を有する人への支援」を挙げる割合が高くなっています。

これら薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に、治療を要する薬物依存症である場合が多く、薬物を使用しないよう適切な指導を受けるとともに、依存症からの適切な治療・支援を継続的に受けることが必要です。

薬物依存からの回復は長い期間を要するなど課題が多いことから、本人の自助努力はもちろんのこと、途切れることのない継続的な支援を関係機関で実施していくことが必要です。

【図表7】覚醒剤取締法違反 成人検挙人員中の
同一罪名再犯者人員等の推移

(平成23年～令和2年)

単位：人

年次	検挙人員	同一罪名 検挙歴なし	同一罪名 再犯者	同一罪名 再犯者率
平成23	11,669	4,653	7,016	60.1%
24	11,429	4,335	7,094	62.1%
25	10,785	3,905	6,880	63.8%
26	10,866	3,804	7,062	65.0%
27	10,903	3,775	7,128	65.4%
28	10,321	3,534	6,787	65.8%
29	10,022	3,390	6,632	66.2%
30	9,772	3,264	6,508	66.6%
令和元	8,487	2,806	5,681	66.9%
2	8,375	2,504	5,871	70.1%

(法務省法務総合研究所編 令和3年版 犯罪白書より)

② 具体的施策

ア 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実

施策名	施策内容	主管課
精神科医によるこころの健康相談の実施	精神科医による、薬物依存からの回復に取り組もうとする本人や家族又は関係者からの個別相談を実施しています。必要により、医療機関に関する助言等を行います。	保健所健康課
精神保健福祉相談員、保健師による相談・支援	精神保健福祉相談員、保健師が、薬物依存からの回復に取り組もうとする本人や家族又は関係者からの心身の健康や適切な治療に向けた相談を受け、必要に応じて医療機関に関する助言や自助グループの紹介を行います。	保健所健康課

イ 薬物乱用防止に関する啓発活動

施策名	施策内容	主管課
薬物乱用防止教室の実施	市立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校からの依頼に応じて、少年サポートセンター（警察）と協同で学校へ訪問し、薬物乱用防止教室を実施します。	総合教育センター 育成支援課

<p>ポスターの掲示、リーフレットの配架、市広報誌やホームページへの掲載、啓発グッズを活用した啓発の実施</p>	<p>「「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」、「薬と健康の週間」の実施期間において、ポスター、市広報誌、市ホームページなどで、薬物乱用防止にかかる啓発を行います。</p> <p>各種行事やイベントの開催時に、啓発グッズを配布し、薬物乱用防止の啓発に努めます。</p>	<p>保健所総務課</p>
	<p>薬物依存に関する支援機関を掲載したリーフレットを作成し、庁内外の関係機関等に設置し、周知に努めます。</p>	<p>保健所健康課</p>

3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

学校等と連携した修学支援の実施等

① 現状認識と課題等

日本における高等学校進学率は実に98%を超えており、ほとんどの人が高等学校に進学しています（図表8）。しかしながら、少年院^{*}入院者の3割弱、入所受刑者の3割強が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、高等学校に進学しても、その後非行等に至る過程で、又は非行等を原因として高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の4割強、入所受刑者の2割強が、高等学校を中退している状況です（図表9）。

【図表8】状況別卒業生数（中学校）

（平成28年～令和2年）

単位：人

区分	卒業生数	高等学校等 進学者	専修学校等 進学・入学者	就職者等	その他	高等学校等 進学率
平成28年3月	1,169,415	1,154,373	3,712	3,259	8,071	98.7%
29	1,160,351	1,146,145	3,618	2,948	7,640	98.8%
30	1,133,016	1,119,580	3,513	2,510	7,413	98.8%
令和元	1,112,083	1,098,876	3,520	2,358	7,329	98.8%
2	1,087,468	1,074,708	3,426	2,068	7,266	98.8%

（文部科学省 学校基本調査 抜粋）

【図表9】少年院入院者の教育程度別構成比

（令和2年）

単位：人

区分	総数	小学校					中学校					高等学校				
		計	在学	卒業	その他	不詳	計	在学	卒業	その他	不詳	計	在学	中退	卒業	不詳
総数	1,624	-	-	-	-	-	439	102	336	1	-	1,125	310	708	106	1
男子	1,487	-	-	-	-	-	407	89	317	1	-	1,026	286	641	98	1
女子	137	-	-	-	-	-	32	13	19	-	-	99	24	67	8	-

高等専門学校					短期大学・大学					専修学校					不就学	不詳
計	在学	中退	卒業	不詳	計	在学	中退	卒業	不詳	計	在学	中退	卒業	不詳		
1	-	1	-	-	24	18	6	-	-	35	18	15	2	-	-	-
1	-	1	-	-	23	18	5	-	-	30	16	12	2	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	5	2	3	-	-	-	-

（法務省法務総合研究所編 令和3年版 犯罪白書より）

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校へ進学しない人や高等学校等を中退する人に対する就労等の支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会^{*}等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

市政モニターアンケートでは、「再犯防止のために、姫路市は何をすべきだと思いますか。」という質問に対し、75.4%が「学校や警察との連携を強化し、児童生徒の非行の未然防止に努める」べきと回答しています。

姫路市においても、犯罪をした人等への継続した学びや進学・復学のための支援等、学校や関係機関との連携を強め、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が必要となっています。

② 具体的施策

ア 児童生徒の非行の未然防止等

施策名	施策内容	主管課
児童やその家庭に対する相談支援の実施	18歳未満の子どもやその家庭に関する相談に応じ、必要なサービスの導入、支援を実施します。学校園などさまざまな関係機関との連携が必要な場合には、要保護児童対策地域協議会 [*] における実務者会議、個別ケース検討会議において、情報共有や役割分担等を検討し、必要な支援につなげます。	こども家庭総合支援室
補導活動の実施	姫路市少年補導委員を委嘱し、各中学校区・祭りなどの地域行事等の巡回補導を実施します。	総合教育センター 育成支援課

少年無職化防止対策の実施	中学卒業後の高校等の安易な退学や早期の離転職の防止を図るために、市内各中学校及び義務教育学校後期課程、特別支援学校に少年無職化防止対策指導員を置き、来校指導をはじめ、家庭訪問や高校訪問、電話激励、職場訪問など幅広い支援活動を実施します。	総合教育センター 育成支援課
青少年健育運動事業の推進	青少年の健全育成の意識高揚を図るため、非行防止啓発活動などの地域で見守る健全育成活動を推進します。	生涯学習課 (青少年センター)
青少年センターの運営	青少年が自主的に多様な活動に取り組むとともに、活動を通じて互いの交流を深めることで、協調性や社会性を養い、健全な成長に寄与する居場所として、青少年センターの管理運営に取り組みます。	生涯学習課 (青少年センター)

イ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

施策名	施策内容	主管課
教育相談の実施	学齢期児童・生徒を中心に、発達における悩みや、生活上での困り感を支援するため、専門的知識を有するスタッフが教育相談を実施します。	総合教育センター 育成支援課

<p>姫路市いじめ防止基本方針に基づく取組</p>	<p>いじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した「姫路市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域社会を含めた市民総がかりでいじめの問題の克服に向け、強い決意を持って取り組めます。</p>	<p>学校指導課</p>
<p>スクールソーシャルワーカー配置事業の推進</p>	<p>社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術をもつスクールソーシャルワーカーを市内全中学校区に配置し、学校や関係機関との連絡調整や地域資源の活用を促し、学校を中心とする組織での対応をコーディネートすることで、迅速かつ適切な問題解決を図ります。</p>	<p>学校指導課</p>
<p>小中一貫教育推進事業の推進</p>	<p>各中学校区において、小中一貫教育のもと、いじめ追放や仲間づくりをめざした児童生徒の主体的な活動及び学校・家庭・地域社会の連携活動を推進します。</p>	<p>学校指導課</p>

<p>生活保護世帯における中学生の高等学校等進学の実現への取組</p>	<p>中学3年生の子どもがいる被保護世帯に対し、高等学校等進学的重要性を喚起するとともに、生業扶助・各種貸付金制度等の情報を提供し、高等学校等入学までの間に時機を得た支援を行うことで高等学校等進学の実現を図り、世帯の自立を助長します。</p>	<p>生活援護室</p>
<p>生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の推進</p>	<p>教育を十分に受けられないことによる貧困の連鎖を防止する事を目的に、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生等を対象として、塾形式の学習支援を委託により、個別訪問型支援を直営により行います。</p> <p>（塾形式）少人数グループでの個別学習支援に加え、子どもの居場所づくり、保護者への受験情報の提供や教育相談を行い、高校進学への支援を実施します。</p> <p>（個別訪問）学習支援員が、不登校生及び進学が困難と思われる生徒宅を訪問し、学習指導、進学のための情報提供等、個々の生徒の必要に応じた支援を行います。また、事業を利用した高校生を対象に、高校中退防止のための支援を行います。</p>	<p>生活援護室</p>

4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進等

① 現状認識と課題等

再犯を防止するための施策の実施は、犯罪をした人等に対し地域において指導や支援を行う保護司や、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会^{*}、BBS 会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設所在者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員^{*}、矯正施設所在者の希望に応じて宗教教誨^{*}を行う教誨師^{*}など多くの民間ボランティアの方々の協力により支えられてきました。これらの民間協力者は、再犯防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在と言えます。

しかしながら、社会構造の変化により、保護司等の活動を行うために必要な時間的余裕や地域活動の経験を有している人は減っており、適任者の確保が難しくなっています。特に保護司については、高齢化、充足率の低下が進んでおり（図表 10 及び図表 11）、更生保護活動を将来にわたって持続させるために対策が必要です。

また、市政モニターアンケートで、再犯防止に協力する民間協力者を知っているか質問したところ、「保護司」、「少年補導員」や民間団体の「更生保護施設」は、約5～6割の認知度がありますが、その他の民間協力者はあまり知られていないという結果でした。

【図表 10】 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移

(平成24年～令和3年)

年次	人員 (人)				平均年齢 (歳)
		男性	女性	女性比	
平成24	48,221	35,736	12,485	25.9%	64.1
25	47,990	35,556	12,434	25.9%	64.3
26	47,914	35,480	12,434	26.0%	64.6
27	47,872	35,432	12,440	26.0%	64.7
28	47,939	35,439	12,500	26.1%	64.9
29	47,909	35,400	12,509	26.1%	65.0
30	47,641	35,160	12,481	26.2%	65.1
令和元	47,245	34,816	12,429	26.3%	65.1
2	46,763	34,374	12,389	26.5%	65.1
3	46,358	34,026	12,332	26.6%	65.0

(法務省法務総合研究所編 令和3年版 犯罪白書より)

(参考) 兵庫県内

3	1,848	1,342	506	27.4%	65.0
---	-------	-------	-----	-------	------

(参考) 姫路市内

3	196	169	27	13.8%	66.2
---	-----	-----	----	-------	------

(法務省資料より)

【図表 11】 保護司数及び充足率 (姫路市)

定員224人

年次	人数 (人)	充足率
平成24	207	92.4%
25	207	92.4%
26	204	91.1%
27	211	94.2%
28	208	92.9%
29	206	92.0%
30	200	89.3%
31	206	92.0%
令和2	201	89.7%
3	196	87.5%

(姫路市保護司会より)

② 具体的施策

ア 民間ボランティアの確保

施策名	施策内容	主管課
保護司活動の紹介・周知	市役所の市民ロビーや、多くの人が集うイベント会場などを活用して、日頃の保護司会の活動内容等をパネル展示で紹介し、一般市民への周知、認知を図ります。	市民活動推進課
再犯の防止等に取り組む NPO・ボランティア団体の活用	NPO やボランティア団体をはじめとする非営利団体が行う再犯防止の啓発事業について、市民活動・ボランティアサポートのホームページ（市民活動ネットひめじ）やひめじNPO・ボランティア通信などに掲載し、PR します。	市民活動推進課 （市民活動・ボランティアサポートセンター）
「姫路市地域見守りネットワーク事業」への協力事業者の登録推進	「姫路市地域見守りネットワーク事業※」への協力事業者の登録を推進し、地域で孤立しがちな高齢者や障害のある人などを日常的、重層的に見守り、緊急事態を速やかに把握し必要な支援につなげる体制づくりを進めます。	総合福祉会館



(市役所1階市民ロビーでのパネル展)

イ 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

施策名	施策内容	主管課
姫路保護観察協会、姫路市保護司会への支援	保護司活動を円滑に行うための連絡・調整や犯罪予防活動等を行っている姫路市保護司会や、更生保護関係活動を支援している姫路保護観察協会に対して活動助成を行うことにより、更生保護活動を支援します。	市民活動推進課
	姫路市保護司会事務局と姫路更生保護サポートセンター※の活動スペースを姫路市総合福祉会館内に確保し、更生保護活動を支援します。	市民活動推進課
犯罪をした人等や、その支援者からの、ボランティア活動に関する相談体制の充実	犯罪をした人等からボランティア活動の希望があった場合には、ボランティアメニューを紹介するなど、支援に努めます。また、支援者からの相談にも対応します。	市民活動推進課 (市民活動・ボランティアサポートセンター)

(2) 広報・啓発活動の推進等

① 現状認識と課題等

犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等に、犯罪被害者等の存在を認識すること及びその心情等を理解することの重要性を自覚させ、自らの努力を促すことは当然のことですが、それだけではなく、犯罪をした人等が社会において孤立することのないように、地域の住民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるように支援することも重要です。

国等においてはこれまでも、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯防止等について国民の関心と理解を深めるように努めてきました。

姫路市においても、市長を委員長として、保護司会や警察署、学校関係、保護観察所など多くの関係機関・団体とともに「社会を明るくする運動」姫路市推進委員会を組織し、ポスターや立看板の設置、姫路駅周辺でのキャンペーン活動、文化センターでの推進大会などの広報・啓発活動を行ってきました。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、地域住民にとって必ずしも身近なものではないことから、関心と理解を得にくく、市政モニターアンケート結果においても、「社会を明るくする運動」の認知度は27.2%で、あまり認知されていないなど、住民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯防止活動についても十分に認知されているとは言えないことなどの課題があります。

また、市政モニターアンケートで、「犯罪をした人の立ち直りに協力したいとは思わない」と回答した方にその理由を尋ねたところ、「何となく怖いイメージがある」、「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからない」、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくない」との回答が上位を占めることから、犯罪をした人等への偏見や差別意識をなくすための人権啓発を推進することも必要です。

犯罪をした人等が社会に復帰した後に、社会での孤立や地域での生きづらさを感じることも再犯につながる一因と考えられます。そのため、姫路市と関係機関・団体が主体となり、地域住民を巻き込んで広報・啓発を実施していくことが重要です。

【図表 12】「社会を明るくする運動」行事参加人数

(平成28年～令和2年)

単位：人

年次	行事参加人員（全国）	行事参加人員（兵庫県）
平成28	2,833,914	61,440
29	2,769,306	82,150
30	3,228,710	84,654
令和元	2,969,544	101,862
2	577,047	17,390

(法務省 令和3年版 再犯防止推進白書より)

② 具体的施策

ア 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

施策名	施策内容	主管課
法務省主唱「社会を明るくする運動」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会を明るくする運動」姫路市推進委員会を組織し、毎年、姫路市推進大会を開催します。 ・「再犯防止啓発月間」でもある7月の「運動強調月間」には、JR姫路駅周辺での啓発資料配布、市役所庁舎・出先機関での立看板やポスター設置など、啓発に努めます。 ・「姫路お城まつり」のパレードに保護司会を中心に参加し、横断幕などで更生保護や再犯防止等の広報・啓発を行います。 	市民活動推進課
市職員の理解の促進	<p>犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深めるため、姫路少年刑務所の協力のもと、施設見学を実施し、市職員への研修、啓発に努めます。</p>	市民活動推進課

市民への啓発の促進	講座や講演会の開催や、広報誌などの広報媒体の活用等により、啓発を進めます。	市民活動推進課
	市主催のイベント等において、姫路少年刑務所の刑務作業製品を展示、販売することで、更生保護への市民理解を促進します。	市民活動推進課
人権啓発活動の推進	刑を終えて出所した人に対する人権擁護に資するため、「人権教育及び啓発実施計画」の中で、「刑を終えて出所した人」を主な人権課題と位置付け、啓発誌や講演会・研修会などの啓発活動を推進します。	人権啓発課
学校における人権教育及び啓発活動の推進	全教育活動を通じて人権教育及び啓発を推進し、子供たちに確かな人権意識と人権感覚を培います。さらに、様々な人権問題解決に向けた実践力を養い、差別や偏見のない社会の実現に努めます。	人権教育課



(「社会を明るくする運動」姫路市推進大会)



(啓発資料配布)

イ 民間協力者に対する表彰

施策名	施策内容	主管課
再犯を防止する社会づくりの功労者表彰の実施	表彰候補者の推薦を行うなど、国の顕彰の実施に協力するとともに、「姫路市表彰規則」に基づき、再犯を防止する社会づくりに功績・功労があった民間協力者を、「市民の福祉の増進のため多大な功労のあったもの及び市民の模範となるべき善行を行ったもの」として市民表彰します。	市民活動推進課

5 関係機関・団体との連携強化等のための取組

関係機関・団体との連携強化等

① 現状認識と課題等

犯罪をした人等の中には、地域社会で生活する上でのさまざまな課題を抱えている人も多く、国においては、これらの課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を行っていますが、その範囲は、原則として刑事司法手続の中に限られるため、これを離れた人に対する支援は、市町村が主体となって一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが期待されています。

しかし、市町村には、犯罪をした人等が抱えるさまざまな課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの問題があり、これらのことが、市町村が再犯防止等に関する施策を進めていく上での課題となっています。

国や県と姫路市における相互の連携は、再犯の防止を推進するにあたり必要不可欠なものであり、神戸保護観察所[※]、姫路更生保護サポートセンター等の関係機関や団体との積極的な情報共有や連携が必要とされています。

また、姫路市内には、矯正施設として姫路少年刑務所があります。これは法務省大阪矯正管区に属する刑務所で、下部機関として姫路拘置支所を持ち、全国6箇所少年刑務所のひとつです。矯正施設が所在する地方自治体として、他の地方自治体とともに共同の調査・研究、情報交換、国等への要望などを行っていくために、共同・連携していく必要があります。

市政モニターアンケートでの、「再犯防止のために、姫路市は何をするべきだと思いますか。」との質問では57.9%、保護司アンケートでの「再犯防止のためにどのような支援が必要だと思いますか。」との問いでは46.0%が「犯罪をした人の支援ネットワークづくり」が必要だと答えています。さらに、保護司アンケートでは「犯罪をした人の実情に応じた相談窓口」が必要だとの回答も50.3%ありました。

更生支援推進の取組のためには、さまざまな関係機関・団体と連携強化を図り、支援のネットワークを構築していくことが必要です。

② 具体的施策

ア 国、県等との連携の強化

施策名	施策内容	主管課
市町村再犯防止等推進会議への加入	再犯防止等の推進に関する政策の企画や実施、実施に当たっての諸課題等について、法務省と市町村が協議を行い、国や市町村による同政策の効果的、効率的な推進を図るとともに、国と市町村間で再犯防止に係るネットワークを構築する目的で設置された、市町村再犯防止等推進会議に加入し、情報共有やノウハウの取得等に努めます。	市民活動推進課
市町再犯防止担当者会議への参画	兵庫県と県内の各市町・関係機関の再犯防止に係る担当者が情報の共有等を図り、再犯防止の対策を推進していく、市町再犯防止担当者会議に加入し、国や県などの新たな取組等について、調査・研究を行います。	市民活動推進課
大阪矯正管区、神戸保護観察所との連携	大阪矯正管区や神戸保護観察所から、再犯防止推進に関する取組の好事例やノウハウの紹介、資料や情報の提供、計画・施策に対する助言、市職員研修への講師派遣等の支援を受け、再犯防止推進に取り組みます。	市民活動推進課

<p>神戸法務少年支援センター ※との連携</p>	<p>非行・犯罪問題の専門機関であり、個人や機関等からの依頼に応じて心理検査や相談に基づく助言、研修、講演会等を行う法務省所管の「神戸法務少年支援センター（神戸少年鑑別所）」との連携を促進するとともに、同センターの広報・周知に協力します。</p>	<p>市民活動推進課</p>
<p>市教育委員会と県警本部との相互連携の推進</p>	<p>市教育委員会（市立学校）と県警本部が、児童生徒の健全育成のために、非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関して、相互に必要なと認める情報の提供を行い、緊密に連携して児童生徒の指導支援を行います。</p>	<p>学校指導課</p>

イ 他の自治体、関係団体等との連携の強化

施策名	施策内容	主管課
<p>矯正施設所在自治体会議への参加</p>	<p>矯正施設が所在する市町村が矯正施設とともに、地域における再犯防止策等を推進するなどして、地域の特性や課題に応じた安全・安心で活力ある地域づくりを積極的に進めることを目的に設立された矯正施設所在自治体会議に参加し、情報交換、調査研究、国及び都道府県への政策提言、要望等を行います。</p>	<p>市民活動推進課</p>

<p>姫路少年刑務所教誨事業後援会による支援</p>	<p>姫路少年刑務所では、収容者が教誨活動によって善良な国民の一員となり、社会に復帰できるよう教誨事業を実施しています。この事業を後援するため、西中播5市6町（姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）の首長等が会員となって姫路少年刑務所教誨事業後援会を設置しており、後援会を通じてその活動を支援します。</p>	<p>市民活動推進課</p>
<p>姫路市更生保護活動連携団体連絡会議の開催</p>	<p>姫路市と姫路市内にある姫路少年刑務所や更生保護施設、神戸保護観察所姫路駐在官事務所、姫路市社会福祉協議会、保護司会をはじめとする関係ボランティア団体等で組織する会議で、姫路市内を中心とする地域の更生保護に関する情報交換や施策紹介などの研修、要望等を通じて、連携・共同して再犯の防止等を促進します。さらに、実務担当者にも連絡会議への参加を働きかけ、連携の強化を進めます。</p>	<p>市民活動推進課</p>



參考資料

1 再犯防止の推進に関する市政モニターアンケート概要

1 アンケート内容

(1) アンケート目的

姫路市では、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年施行)の趣旨に基づき、犯罪や非行のない安全・安心なまちづくりを実現するため、「姫路市再犯防止推進計画」の策定を進めている。

については、再犯防止対策等に関する市民の意識を把握し、計画策定及び今後の施策の参考にしようとするもの。

(2) アンケート項目

10項目

- ・回答者の属性(年齢、性別)について
- ・再犯防止に協力する民間協力者について
- ・再犯防止に関する広報・啓発について
- ・再犯防止の施策について など

なお、平成30年9月に実施された「再犯防止対策に関する世論調査」とできるだけ項目を同じにすることで、結果を比較できるようにしている。

(3) アンケート対象

令和3年度の市政モニター(150名)

(4) アンケート方法

姫路市公式アプリ「ひめじプラス」のアンケート機能を活用

(5) アンケート期間

令和3年6月18日(金)から令和3年7月18日(日)まで

2 回答状況

(1) 有効回答数

114

(2) 回答率

76.0%

(3) 回答集計、結果

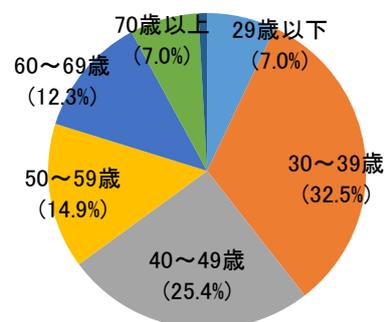
次ページ以降のとおり

質問1

アンケート回答者の属性

年齢

29歳以下	8	(7.0%)
30～39歳	37	(32.5%)
40～49歳	29	(25.4%)
50～59歳	17	(14.9%)
60～69歳	14	(12.3%)
70歳以上	8	(7.0%)
不明	1	(0.9%)

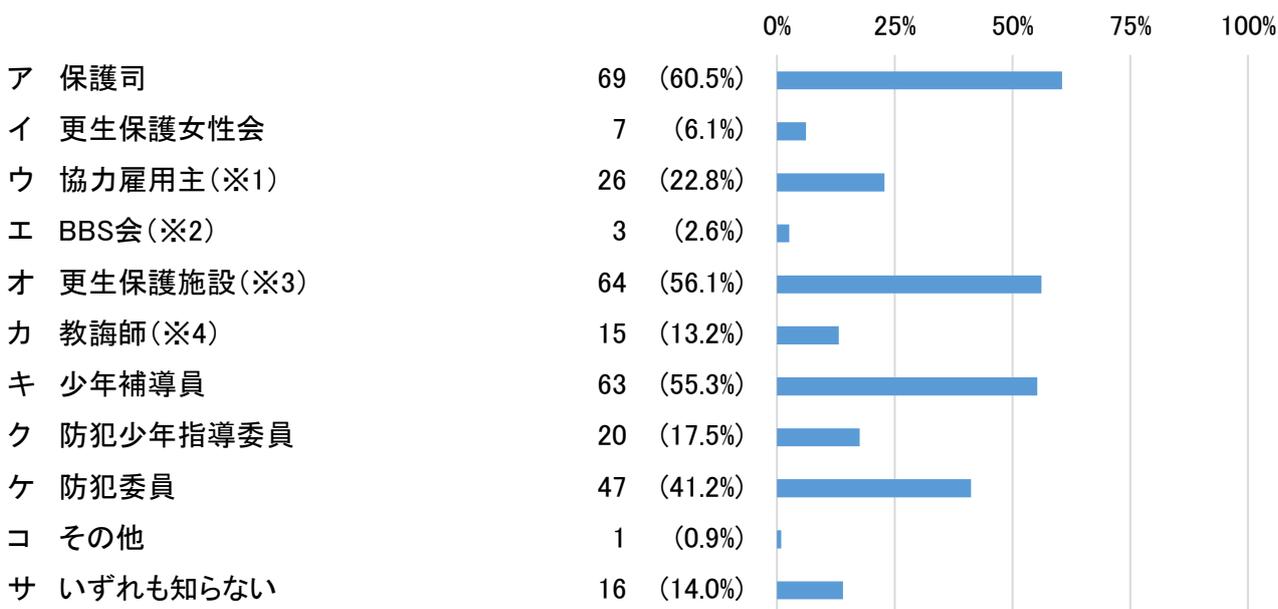


性別

男性	27	(23.7%)
女性	87	(76.3%)

質問2

再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々がいることをご存知ですか。(複数回答可)



※1 犯罪前歴を承知のうえで雇用に協力する事業主

※2 非行などの課題を抱える子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、支援する活動を行う青年のボランティア団体

※3 出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設

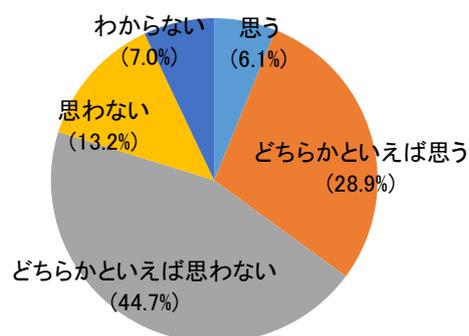
※4 矯正施設の被収容者に、本人の希望に応じて宗教教諭を行う民間の篤志家である宗教家

結果	<p>いずれかを知っている方が86%となっており、具体的には、保護司(60.5%)、更生保護施設(56.1%)、少年補導員(55.3%)は半数以上の方が知っていた。</p> <p>一方、BBS会(2.6%)、更生保護女性会(6.1%)を知っている方の割合は低かった。</p>
-----------	---

質問3

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。

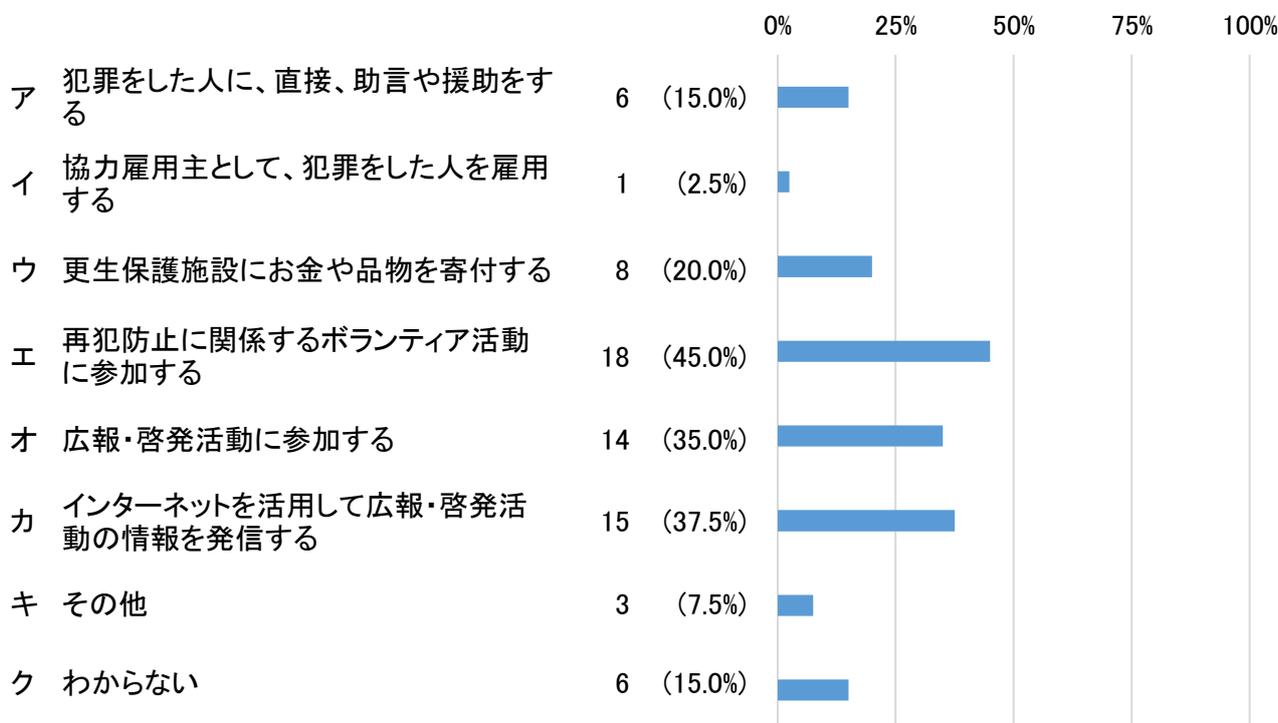
ア 思う	7	(6.1%)
イ どちらかといえば思う	33	(28.9%)
ウ どちらかといえば思わない	51	(44.7%)
エ 思わない	15	(13.2%)
オ わからない	8	(7.0%)



結果 「思う」方が35.0%(「思う」6.1%+「どちらかといえば思う」28.9%)、「思わない」方が57.9%(「どちらかといえば思わない」44.7%+「思わない」13.2%)であり、協力したいとは思わない方のほうが多かった。
 なお、国の世論調査では「思う」方の割合が53.5%であり、国と姫路市とは逆の傾向になった。

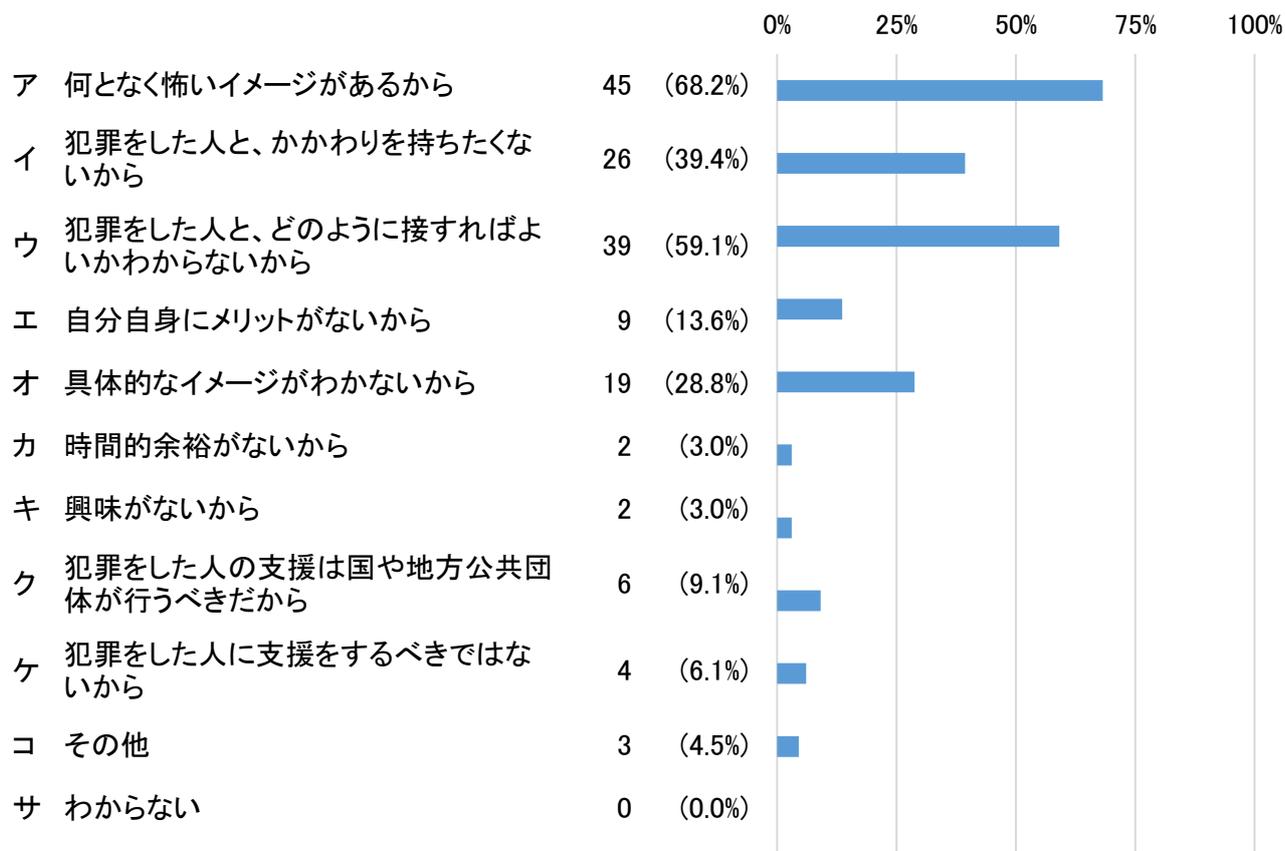
質問4 (質問3で「ア 思う」、「イ どちらかといえば思う」と回答された方のみ)

どのような協力をしたいと思いますか。(複数回答可)



結果 再犯防止に関係するボランティア活動への参加(45.0%)、インターネットを活用した広報・啓発活動の情報発信(37.5%)、広報・啓発活動への参加(35.0%)など間接的な協力が多く、一方、犯罪をした人を雇用したり、直接、助言や援助を行うといった、犯罪をした人と顔を合わせての直接的な協力の割合は少なかった。

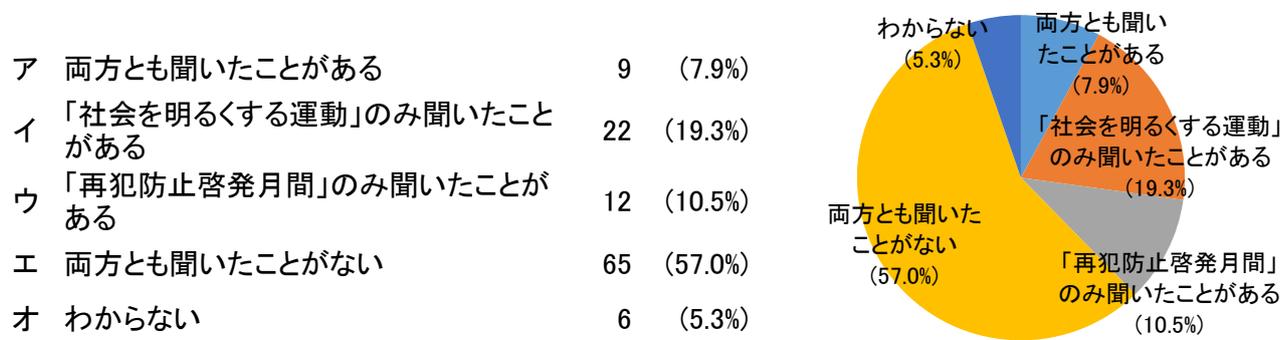
質問5 (質問3で「ウ どちらかといえば思わない」、「エ 思わない」と回答された方のみ)
協力をしたいと思わない理由を教えてください。(複数回答可)



結果 「何となく怖いイメージがあるから」(68.2%)、「どのように接すればよいかわからないから」(59.1%)、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」(39.4%)の順で高かった。一方、メリットがない、時間的余裕がない、興味がない、といった理由を挙げた方は少なかった。

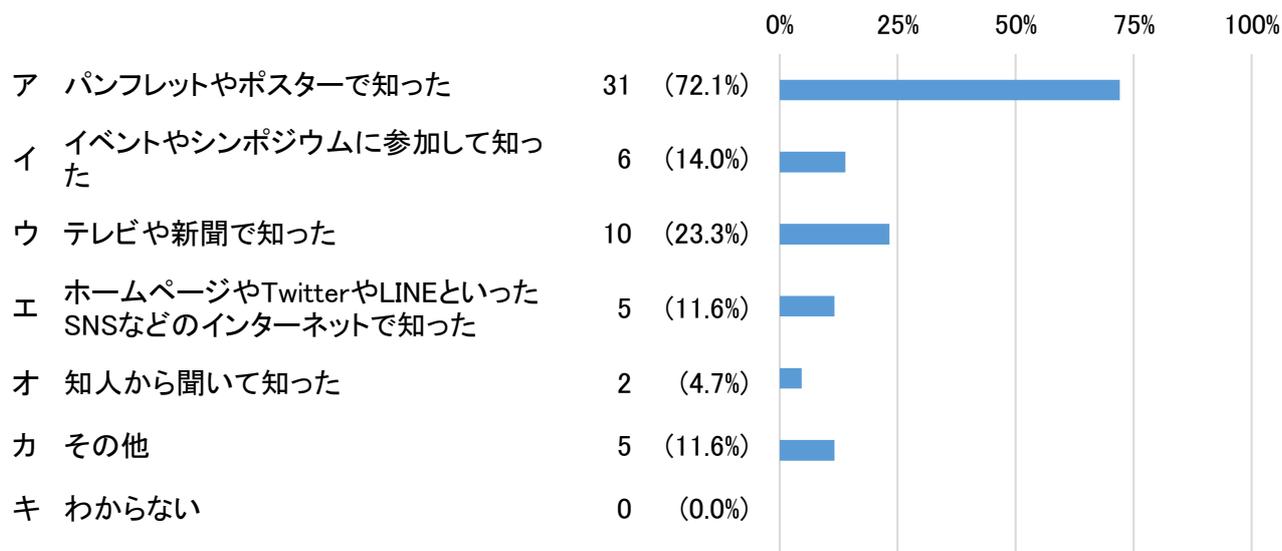
質問6

再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。



結果 「聞いたことがある」方が37.7%（「両方とも」7.9%+「社会を明るくする運動のみ」19.3%+「再犯防止啓発月間のみ」10.5%）、「両方とも聞いたことがない」方が57.0%であり、認知度はあまり高いことがわかった。なお、国の世論調査でも姫路市とほぼ同じ結果となっている。

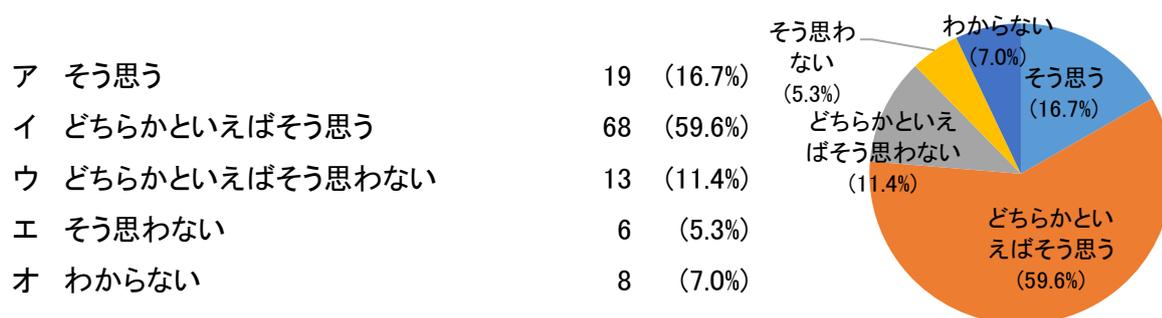
質問7 (質問6でア～ウ(両方又はいずれかを聞いたことがある)と回答された方のみ)
 どのようにして知りましたか。(複数回答可)



結果
 「パンフレットやポスターで知った」方が72.1%で、他の媒体と比べて圧倒的に高かった。一方、国の世論調査では「テレビや新聞で知った」方が67.3%と最も高く、「パンフレットやポスターで知った」方(38.3%)を大きく上回っている。

質問8

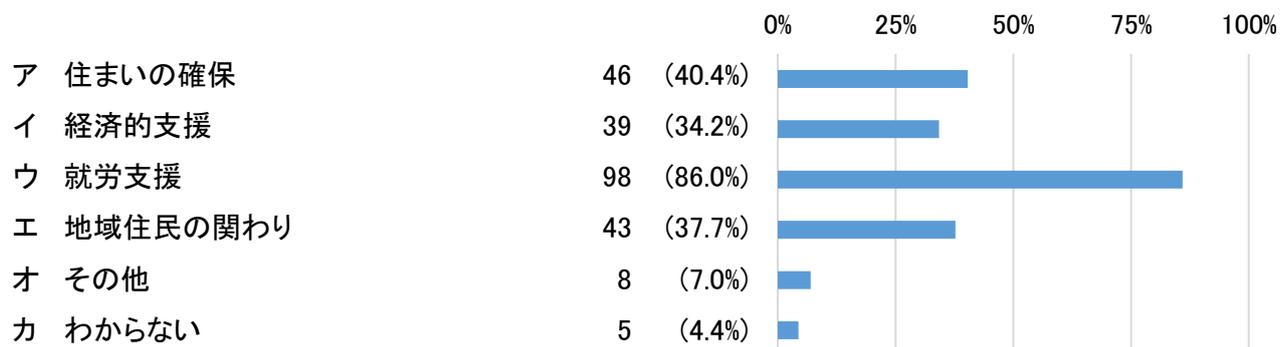
再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である、という意見について、どう思いますか。



結果
 「そう思う」方が76.3%（「そう思う」16.7%+「どちらかといえばそう思う」59.6%）、「そう思わない」方が16.7%（「どちらかといえばそう思わない」11.4%+「そう思わない」5.3%）であり、3/4以上の方が当意見に対して、同感であった。
 なお、国の世論調査でも姫路市とほぼ同じ結果となっている。

質問9

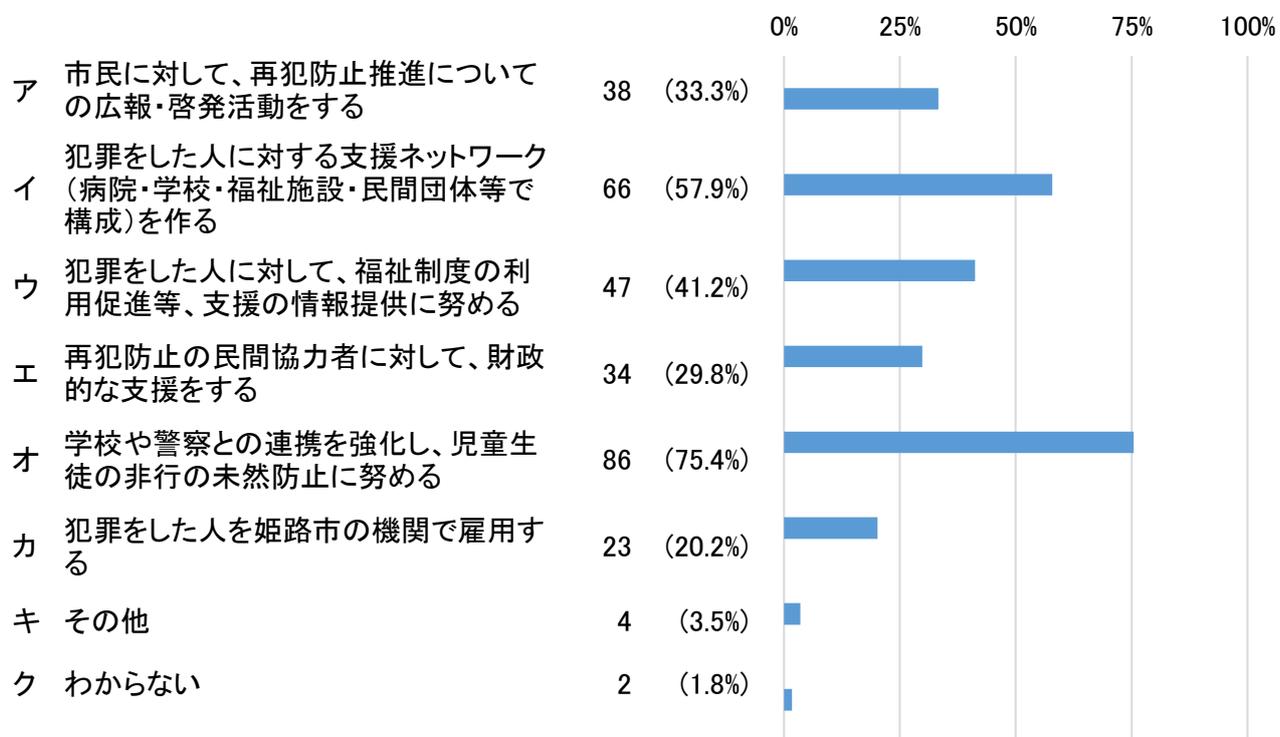
犯罪をした人が地域に戻るために、どのような支援が大切だと思いますか。(複数回答可)



結果 「就労支援」が大切だと思う方が86.0%と特に高かった。
 なお、姫路市地域福祉計画の見直しのための基礎資料として令和2年2月に実施された調査にて同じ質問をしており、その調査でも、「就労支援」が必要だと回答した方が最も多かった。

質問10

再犯防止のために、姫路市は何をするべきだと思いますか。(複数回答可)



結果 「学校や警察との連携を強化し、児童生徒の非行の未然防止に努める」が75.4%、「犯罪をした人に対する支援ネットワークを作る」が57.9%と、非行の未然防止や支援ネットワーク作り等、関係機関・団体で連携した支援が必要と回答した方が多かった。

2 再犯防止の推進に関する保護司アンケート概要

1 アンケート内容

(1) アンケート目的

姫路市では、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年施行)の趣旨に基づき、犯罪や非行のない安全・安心なまちづくりを実現するため、「姫路市再犯防止推進計画」の策定を進めている。

については、日頃から更生保護活動に取り組まれている保護司の意見を聴取し、計画策定及び今後の施策の参考にしようとするもの。

(2) アンケート項目

14項目

- ・回答者の年齢、保護司としての活動年数について
- ・保護観察対象者への支援について
- ・再犯防止のための支援について
- ・関係機関との連携について など

(3) アンケート対象

姫路市内の保護司(196名)

(4) アンケート方法

アンケート調査票を個人宛に郵送し、記入後に郵便で返送していただく

(5) アンケート期間

令和3年8月10日(火)から令和3年8月31日(火)まで

2 回答状況

(1) 有効回答数

163

(2) 回答率

83.2%

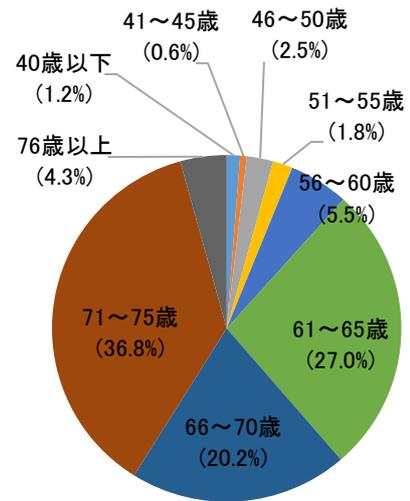
(3) 回答集計、結果

次ページ以降のとおり

問1-1

アンケート回答者の年齢

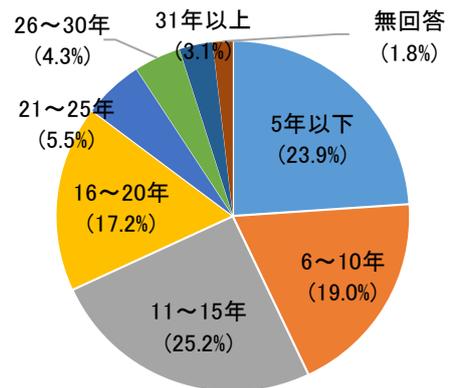
40歳以下	2	(1.2%)
41～45歳	1	(0.6%)
46～50歳	4	(2.5%)
51～55歳	3	(1.8%)
56～60歳	9	(5.5%)
61～65歳	44	(27.0%)
66～70歳	33	(20.2%)
71～75歳	60	(36.8%)
76歳以上	7	(4.3%)



問1-2

保護司としての活動年数

5年以下	39	(23.9%)
6～10年	31	(19.0%)
11～15年	41	(25.2%)
16～20年	28	(17.2%)
21～25年	9	(5.5%)
26～30年	7	(4.3%)
31年以上	5	(3.1%)
無回答	3	(1.8%)

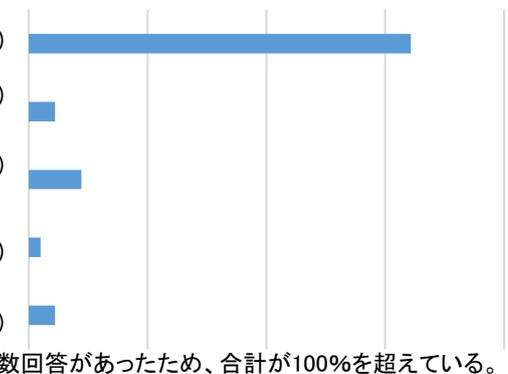


問1-3

保護司となったきっかけ

保護司をしていた人から薦められた。	131	(80.4%)
自治会役員から依頼された。	9	(5.5%)
友人・知人・家族・地元の関係者(保護司や自治会役員以外)から依頼された。	18	(11.0%)
自ら進んで関係機関・関係者に申し出た。	4	(2.5%)
その他	9	(5.5%)

0% 25% 50% 75% 100%

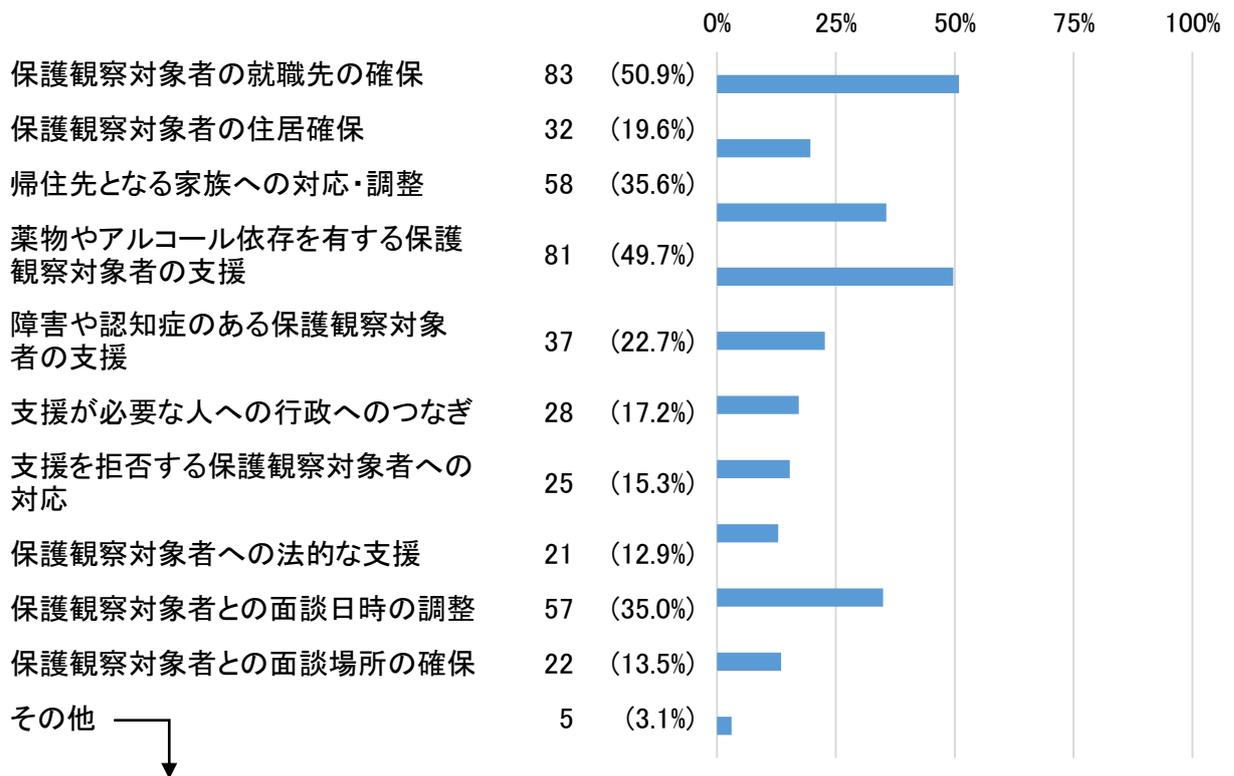


・更生保護女性会長の推薦
 ・更生保護施設勤務のため など
 ・外国人関係の仕事をしていた縁

結果	<p>アンケート回答者(保護司)の年齢は71歳以上が41.1%で、国と同様に高齢化が進んでいる。 また、活動年数16年以上の方(30.1%)も一定の割合を占めているが、5年以下(23.9%)の経験年数の短い人も多い。 保護司になったきっかけは、「保護司をしていた人から薦められた」が80.4%と多数を占めている。</p>
----	--

問2-1

保護観察に関する活動のなかで、困難を感じることはありますか。(複数回答可)



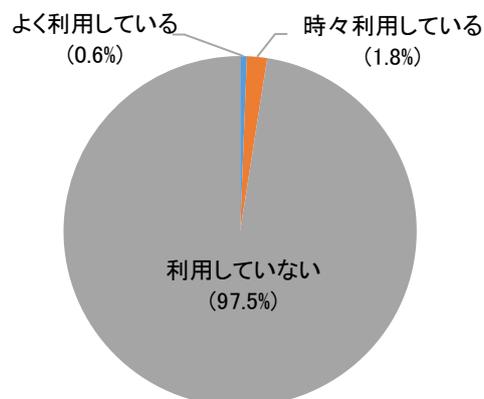
- ・言葉の壁
- ・施設内での処遇方針
- ・対象者の意欲、向上心の涵養
- ・生活していく上での悩み相談 など。

結果	<p>「保護観察対象者の就職先の確保」が50.9%、「薬物やアルコール依存を有する保護観察対象者の支援」が49.7%で、就職先の確保や、薬物やアルコール依存を有する者の支援に困難を感じる方が多かった。「帰住先となる家族への対応・調整」35.6%、「保護観察対象者の住居確保」19.6%と、住居や居場所の確保を挙げた方も一定数あった。</p>
----	--

問2-2

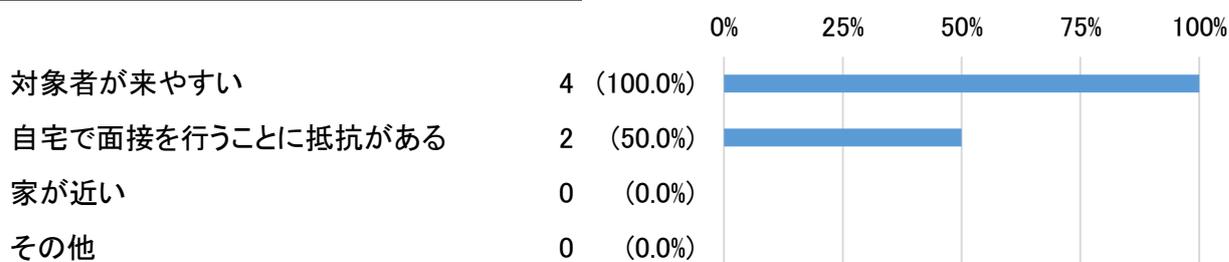
保護観察対象者との面談の際には、更生保護サポートセンターの部屋が利用できますが、あなたは利用されていますか。

よく利用している	1	(0.6%)
時々利用している	3	(1.8%)
利用していない	159	(97.5%)



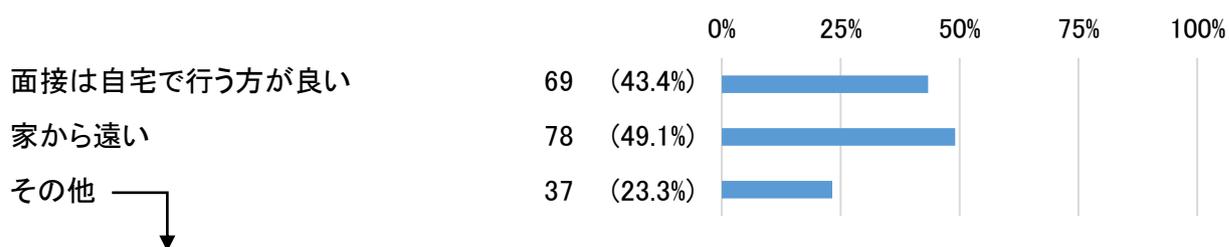
問2-3 (問2-2で「よく利用している」または「時々利用している」と回答された方のみ)

利用している理由を選んでください。(複数回答可)



問2-4 (問2-2で「利用していない」と回答された方のみ)

利用していない理由を選んでください。(複数回答可)



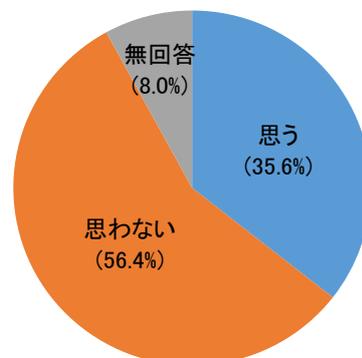
- ・更生保護サポートセンターの存在を知らなかった。
- ・面談時刻、曜日が合わない。
- ・他の人を気にせず話ができる場所で実施したい。
- ・対象者の意思による。
- ・タイムリーに面接したい。
- ・約束の日時に面接できないことがある。
- ・委嘱を受けたばかりで、まだ面接機会がない。
- ・自宅や自己所有の施設で行っている(個人情報、機密保持、書類を持ち出せない)。
- ・対象者の自宅で行っている。
- ・対象者が往訪を希望している。
- ・更生保護施設で実施している。
- ・自治会集会所、公民館を利用している。 など。

問2-5

更生保護サポートセンター以外の公共施設が面接時に利用できたら良いと思いますか。

思う	58	(35.6%)
思わない	92	(56.4%)
無回答	13	(8.0%)

- ・公民館、市民センター(プライバシーが守れるなら)
- ・近隣の支所、図書館、市役所など市施設の会議室
- ・自治会集会所
- ・曜日不問で、午後9時頃まで利用できる公的施設
- ・近くで小さな会議室があり、プライバシーが確保できる施設 など



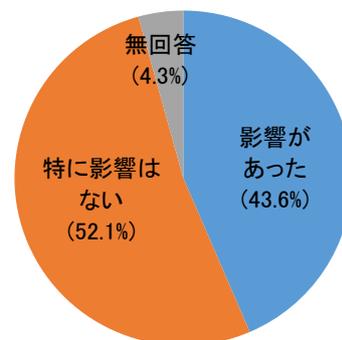
結果 更生保護サポートセンターを面談場所として利用している方は少なく、面接は自宅で行うほうが良いと回答された方が多かった。更生保護サポートセンター以外の場所の利用は35.6%の方に希望があり、その場所として公民館を挙げた方が多かった。一方、「良いと思わない(=利用希望がない)」方が56.4%で、その理由として、個人情報に関することを挙げた方もあった。

問2-6

新型コロナウイルス感染症拡大により
保護司活動への影響はありましたか。

影響があった	71	(43.6%)
特に影響はない	85	(52.1%)
無回答	7	(4.3%)

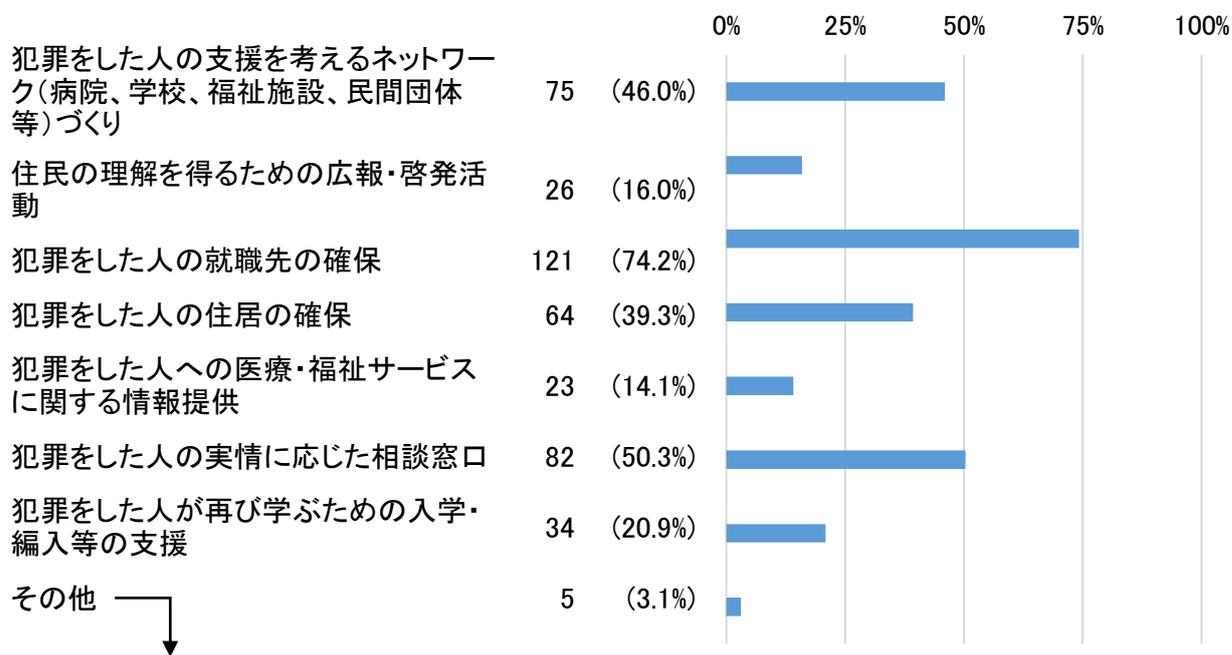
- ・直接会ったほうが良いと思って対面できず、面接を電話やLINEで行った。
- ・電話では表情、健康がわからない。顔(表情)から得る情報が欠け、不充分さを感じた。
- ・通常60~120分の面談が電話だと10~20分程度になってしまう。
- ・電話だけでは生活状況が把握しにくかった。実態がつかめず、嘘が多かった。
- ・刑事施設での面接・日程調整。リモートになったり、制約されることがあった。
- ・対象者の来訪意識が低下した。
- ・例会、行事、研修などが延期や中止になった。
- ・マスクや換気など、面接時の感染症対策。対象者がマスクをしない。
- ・平気で夜、友人と飲食している若者の対象者との面談には困難を感じた。
- ・対象者が感染した。 など。



結果 43.6%の方が影響があったと回答。コロナ禍で面談が制約され、電話等で行ったが、やはり直接会わないと対象者の様子や表情が分かりにくく、生活状況の把握がしにくかったという意見が多かった。また、面接時には感染症対策に気を遣ったという回答も多かった。

問2-7

再犯防止のためにどのような支援が必要だと思いますか。(3つまで選択)

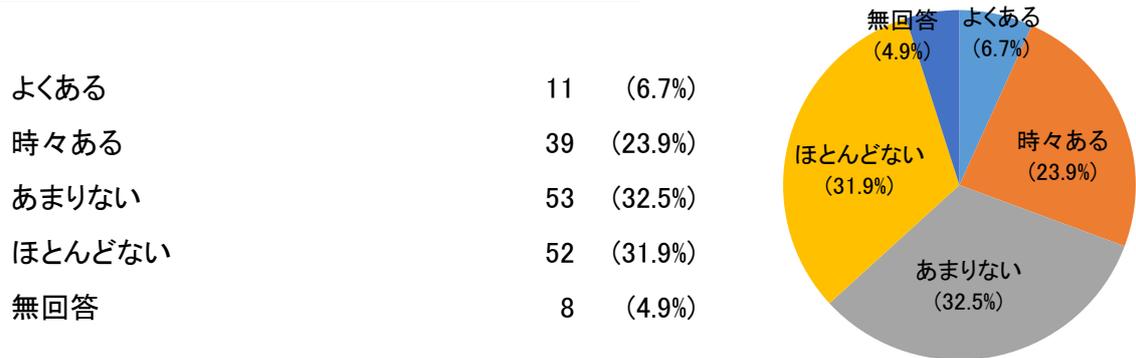


- ・本人への啓発
- ・住民票・マイナンバーの申請支援(融通が利かず、取得が難しい)
- ・縦割り行政の改善(たらい回しにされる)
- ・支える家族の教育相談窓口
- ・夜学、通信制等の経済的支援
- ・専門職の技術習得 など

結果
 「就職先の確保」が74.2%と、就労支援が必要との回答が最も多かった。ついで「実情に応じた相談窓口」が50.3%、「支援を考えるネットワークづくり」が46.0%と続き、対象者を支えていく相談窓口やネットワークが必要と考える方が多かった。

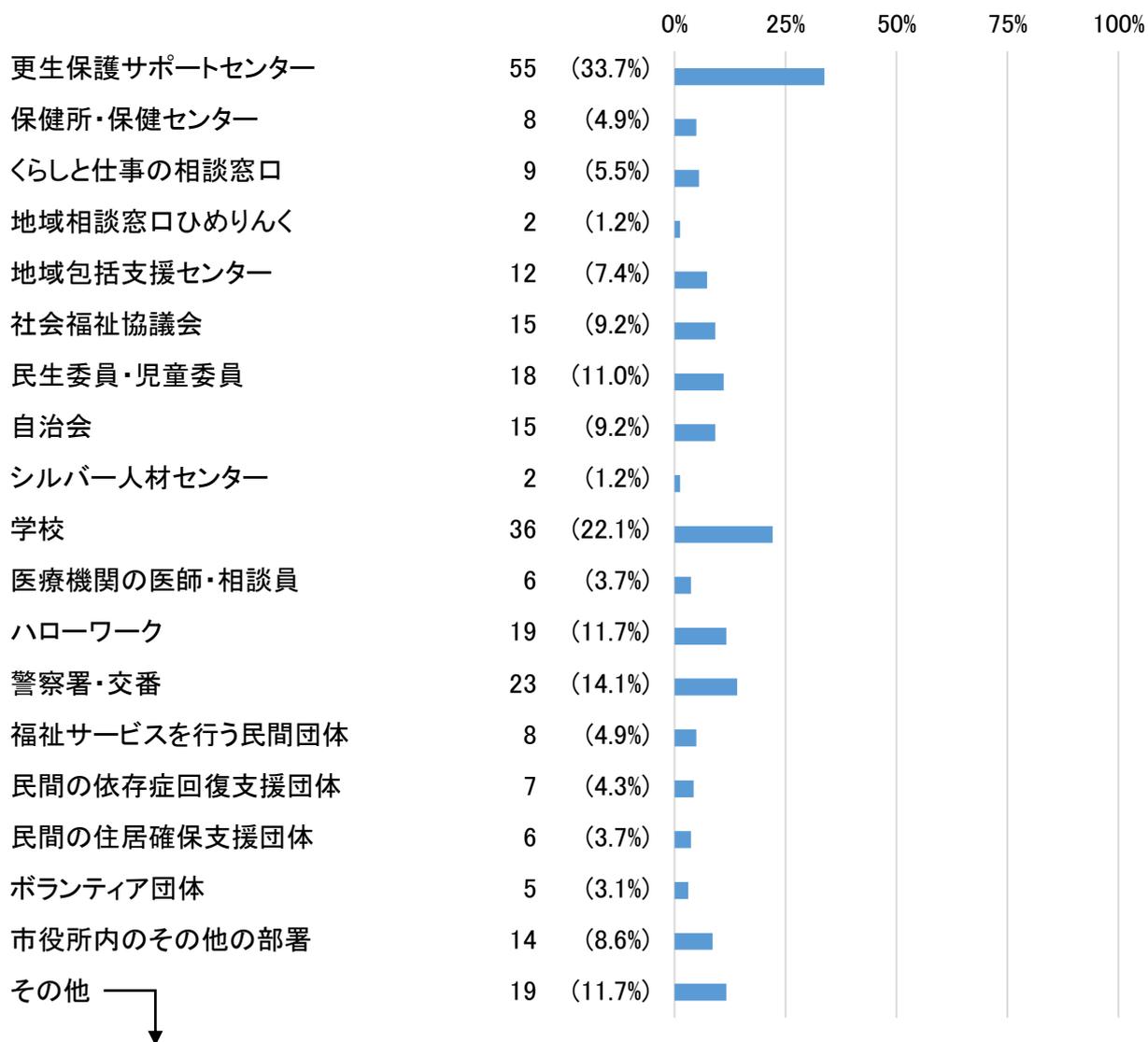
問3-1

これまでに担当された保護観察対象者に、複数の課題(生活困窮、障害、要介護、引きこもり、虐待等)が重なり、支援困難な事例はありましたか。



問3-2

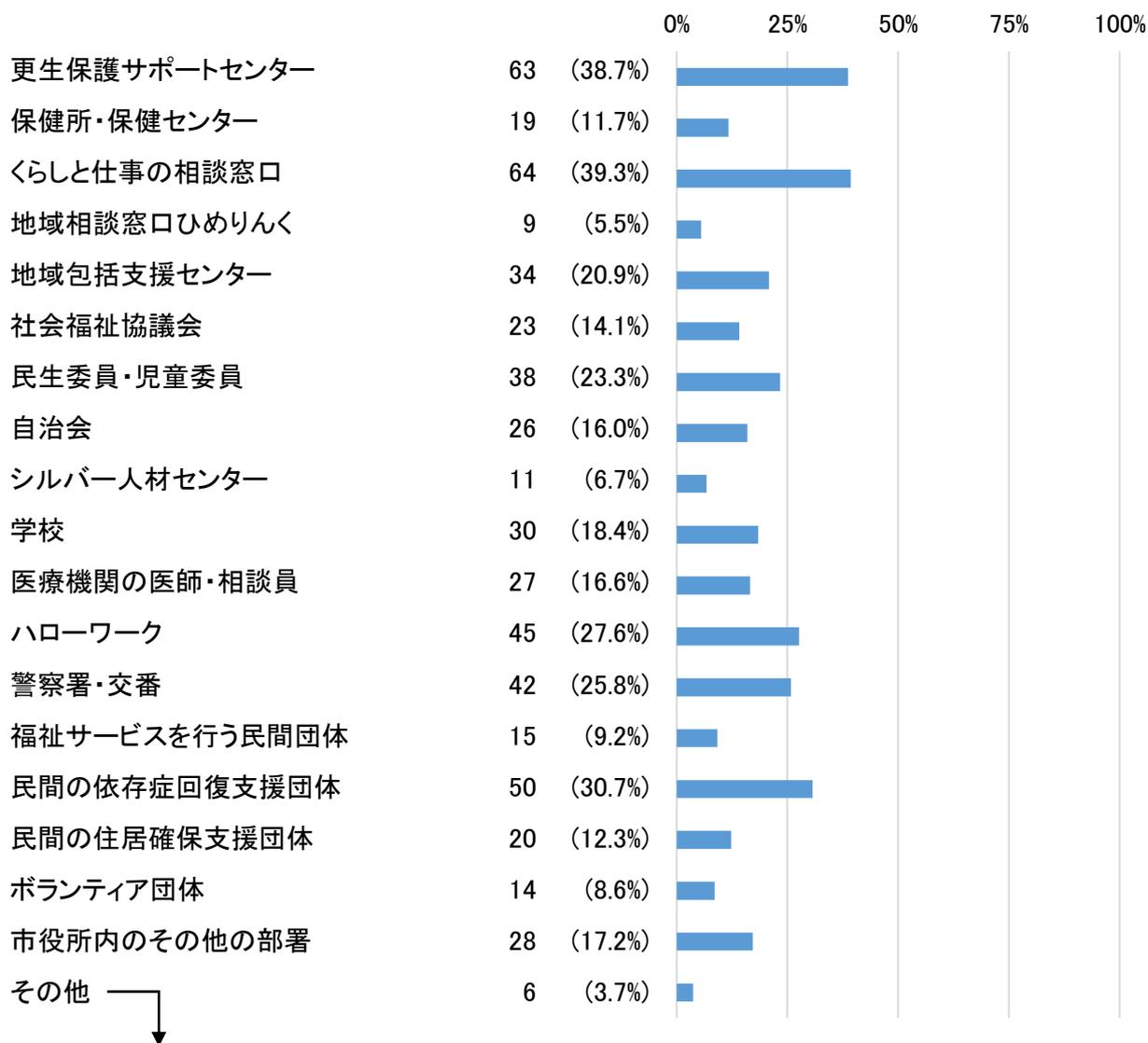
普段の活動の中で、相談したり協力を求めたりしているところはありますか。(複数回答可)



- ・神戸保護観察所(姫路駐在官事務所含む)
- ・他の保護司
- ・元保護司
- ・弁護士
- ・法律の相談所
- ・ライオンズクラブ
- ・更生保護協会 など

問3-3

今後の活動の中で、新たに協力や連携が必要と考えているところはありますか。(複数回答可)



・神戸保護観察所(姫路駐在官事務所含む)
 ・協力雇用主
 ・弁護士 など

結果
 複数の課題が重なり支援困難な事例については、「あまりない」が32.5%と最も多かったが、「よくある」「時々ある」も30.6%と、複数の課題を抱える対象者は多いと思われる。普段の保護司活動の中では、「更生保護サポートセンター」、「学校」、「警察・交番」に協力を求めているとの回答が多かった。今後は、前述のところに加えて、「暮らしと仕事の相談窓口」、「民間の依存症回復支援団体」、「ハローワーク」、「民生委員・児童委員」、「地域包括支援センター」等、対象者の就労や生活の支援について、様々な関係機関・団体と、一層の協力や連携が必要と考えている人が多かった。

問4

再犯防止に関する意見(自由記述)

掲載省略

姫路市保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱された更生保護のボランティアで、非常勤の国家公務員です。保護観察所と連携して、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、非行防止や犯罪防止の活動に取り組んで、地域の安全・安心に貢献しています。

(設立) 昭和 27 年 12 月

(会員) 定員 224 人 現員 196 人 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

(事務局) 姫路市安田三丁目 1 番地 姫路市総合福祉会館 3 階

(主な活動内容)

・保護観察

保護観察官と協働して、保護観察を受けている人と面談を行い、指導・助言・相談等を行っています。

・生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が社会復帰を果たした時、円滑に社会生活を営めるように、住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行います。

・犯罪予防活動

市・地域・学校・各関係機関と連携し、更生保護の啓発活動を行っています。

〔社会を明るくする運動〕 姫路市推進大会の開催

JR 姫路駅周辺での啓発キャンペーン

(お城の女王とともに)

作文コンテスト (小・中・高等学校)

姫路少年刑務所「矯正展」での啓発活動

お城まつりパレード参加 等

〔広報活動〕 広報誌「日女道」の発行 (年 2 回)

市役所でのパネル展示

市役所本庁舎・支所・出張所等での啓発看板の設置 等

〔更生保護に関する研修会の実施〕 定例研修会、自主研修会



(お城まつりパレード)



(広報誌「日女道」)

3 再犯の防止等の推進に関する法律

法律第百四号（平二八・一二・一四）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の

下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずる

ものとする。

（住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 用語集

【か行】

基幹相談支援センター

地域における障害福祉分野の相談支援の中核的な役割を担う、総合的・専門的な相談支援、地域の相談体制強化の取組等を実施する機関。

教誨

矯正施設の被収容者等に対して、道徳をわきまえた正しい品性、道徳心、道義心の育成を目的として教育すること。

教誨師

矯正施設の被収容者に、本人の希望に応じて宗教教誨を行う民間の篤志家である宗教家。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称。

矯正展

矯正施設内で受刑者等が製作した品物を展示したり、即売したりする催しで、受刑者等の職業訓練の発表の場。最近では、食事ができる場所を設けたり、地元の人が出店したりして、地域との連携を深めたり、刑務作業の現状と重要性を広く紹介し、矯正行政への理解を得ることも大きな目的になってきている。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主。

居住支援協議会

住宅確保要配慮者への支援のあり方などを協議するために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立している機関。

刑事施設

刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。

刑事司法関係機関

検察庁、矯正施設、保護観察所等。

刑法犯

刑法及び組織犯罪処罰法等の特別法に規定される罪。

検挙

検察官・警察職員などの捜査機関が、認知した犯罪行為について被疑者を取り調べること。逮捕と異なり、必ずしも強制的な身柄拘束を意味しない。

更生保護

犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、以って社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進するもの。

更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

更生保護施設

主に保護観察所からの委託を受けて、帰住先がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが困難な保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事の供与、就職援助、生活指導等を行う施設。

更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪をした者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

コレワーク（矯正就労支援情報センター）

前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置された法務省所管の機関。受刑者等（受刑者及び少年院在院者）の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設の紹介、事業主の矯正施設での採用手続のサポートのほか、各種支援制度や矯正施設見学会等の案内を行っている。

【さ行】

再入率

出所受刑者のうち、出所後の犯罪により、受刑のために刑事施設に再入所した者の割合。

再犯者率

検挙された者に占める再犯者の割合（道路交通法違反を除く）。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、外国人、子どもを養育している者など住宅の確保に特に配慮を要する方々。

セーフティネット住宅

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅で、規模や構造等について一定の基準を満たしているもの。

就労移行支援

就労を希望する障害者について、生産活動等の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業。

就労支援事業者機構

都道府県単位で設立されているNPO法人で、協力雇用主に対する助成や協力雇用主の増加を図る取組、犯罪予防のための啓発・広報等を行っている。

少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育等を行う法務省所管の矯正施設。

自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録された NPO 法人等により設置される、自立を促す取組を行う施設。保護が必要な刑務所出所者等について、保護観察所から委託され、宿泊場所、食事の提供とともに、生活指導等を行う。

【た行】

地域生活定着支援センター

全県に設置され、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげる支援を行う機関。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員を置く介護保険法に規定された機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務とする。

地域見守りネットワーク事業

行政・団体・民間事業者・地域住民などが連携して、地域の高齢者・障害者等を日常生活の中で見守り、何か異変に気付いた場合に市に連絡をもらい、必要な支援につなげていくための事業。

篤志面接委員

矯正施設に収容されている受刑者や少年院在院者などに対して、それぞれの施設において面接や指導、教育を行いその改善更生と社会復帰を手助けする民間ボランティア。

【な行】

入所受刑者

裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者。

【は行】

ハローワーク（公共職業安定所）

民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する、最後のセーフティネットとしての役割を担うとともに、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している機関。

BBS会

「Big Brothers and Sisters Movement」の略。非行などの様々な課題を抱える少年少女に寄り添い、お兄さん・お姉さんのような立場でともに悩み、学び、楽しむボランティア活動を行う青年団体。

法務少年支援センター

少年鑑別所が、非行・犯罪問題の専門機関として、本人やその家族、機関等からの依頼に応じ、心理相談、面接や心理検査等の結果を踏まえた助言、研修や講演会の実施等、地域における非行・犯罪防止のほか、青少年の健全育成に資する活動を行う際に使用する名称。未成年だけでなく成人についての依頼にも応じている。

保護観察（処分）

犯罪をした者又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもの。

保護観察所

法務省の地方支分部局。家庭裁判所の決定により保護観察となった少年や、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑の執行猶予となった者等の更生を促すため、保護観察官と保護司が協働し、指導や支援を行うほか、犯罪予防活動等を行う機関。

保護司

犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施や犯罪予防活動等の更生保護活動を行う。

要保護児童対策地域協議会

虐待などで保護を要する児童や、養育支援が必要な児童や保護者に対し、複数の関係機関で援助を行うため、地方公共団体が設置し、運営する組織で、児童福祉法に定められている。要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

5 計画策定経緯

本計画の策定にあたっては、複数の部署にまたがる施策について、整合性をもって総合的に推進していくために、庁内において姫路市再犯防止推進計画策定検討会議を開催するとともに、関係機関や更生保護関係団体からの意見聴取や、保護司アンケートや市民アンケート、パブリックコメントを実施して、市民や関係者に広く意見を伺い計画の策定を進めました。

(1) 姫路市再犯防止推進計画策定検討会議開催状況

令和3年2月19日	姫路市再犯防止推進計画策定に向けた説明会
令和3年5月13日	第1回姫路市再犯防止推進計画策定検討会議
令和3年8月3日	第2回姫路市再犯防止推進計画策定検討会議
令和3年10月	第3回姫路市再犯防止推進計画策定検討会議 (書面による照会・確認)
令和4年3月17日	第4回姫路市再犯防止推進計画策定検討会議

(2) 姫路市再犯防止推進計画策定検討会議構成メンバー

(庁内) 財政局	契約課
市民局	市民活動推進課 市民活動・ボランティアサポートセンター 人権啓発課
健康福祉局	保健福祉政策課 障害福祉課 総合福祉会館 総合福祉通園センター 地域包括支援課 生活援護室 保健所
こども未来局	こども家庭総合支援室
産業局	労働政策課
都市局	住宅課
教育委員会	学校指導課 総合教育センター 育成支援課 生涯学習課 青少年センター

(関係機関・団体)

法務省 大阪矯正管区 更生支援企画課
法務省 神戸保護観察所
法務省 神戸保護観察所 姫路駐在官事務所
姫路少年刑務所
姫路市保護司会

- (3) 再犯防止の推進に関する市政モニターアンケートの実施
アンケート対象：令和3年度の市政モニター（150名）
アンケート期間：令和3年6月18日～令和3年7月18日まで
- (4) 再犯防止の推進に関する保護司アンケートの実施
アンケート対象：姫路市内の保護司（196名）
アンケート期間：令和3年8月10日～令和3年8月31日まで
- (5) 更生保護活動諸団体への意見聴取
関係団体：更生保護法人播磨保正会
更生保護法人姫路薬師寮
姫路市社会福祉協議会
姫路就労支援協力雇用主会（姫路稀観会）
姫路市更生保護女性会
実施日：令和3年7月
- (6) 犯罪をした人等の更生を支援する団体への意見聴取
団体：特定非営利活動法人五仁會
実施日：令和3年11月24日
- (7) パブリックコメントの実施
意見募集期間：令和3年12月22日～令和4年1月28日まで
意見提出件数：5通 13件

6 相談窓口一覧 ～様々な生きづらさを共に考えます～

相談内容	相談窓口	電話番号
就職活動支援	ハローワーク姫路	079-222-8609
	姫路しごと支援センター	079-284-7910
若者就職活動支援	ひめじ若者サポートステーション	079-222-9151
高齢者の仕事	(公社) 姫路市シルバー人材センター	079-291-4000
協力雇用主	(NPO) 兵庫県就労支援事業者機構	078-855-6252
市営住宅	姫路市住宅課	079-221-2632
生活困窮	姫路市生活援護室	079-221-2323
仕事や生活困窮	くらしと仕事の相談窓口	079-280-2301
高齢者福祉	姫路市地域包括支援課	079-221-2451
障害者福祉	姫路市障害福祉課	079-221-2454
福祉一般	姫路市総合福祉会館 「福祉つながる窓口」	079-221-2303
こころの健康	姫路市保健所健康課	079-289-1645
教育	姫路市総合教育センター育成支援課	079-224-5843
非行・犯罪等	神戸法務少年支援センター (神戸少年鑑別所)	078-351-0771
子育て	姫路市こども家庭総合支援室	079-221-2066
障害のある子ども	姫路市総合福祉通園センター	079-288-7122
再犯防止推進	姫路市市民活動推進課	079-221-2737

7 関係機関

名称	所在地	電話番号
神戸保護観察所	神戸市中央区橘通1丁目4番1号 神戸法務総合庁舎2階	078-351-4005
神戸保護観察所 姫路駐在官事務所	姫路市北条1丁目250番地 姫路法務総合庁舎別館1階	079-282-2267
姫路市保護司会	姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館3階	079-223-0523
姫路少年刑務所	姫路市岩端町438番地	079-296-1020
更生保護法人 姫路薬師寮	姫路市車崎1丁目13番15号	079-292-2388
更生保護法人 播磨保正会	姫路市新在家1丁目6番21号	079-292-5446
姫路公共職業安定所 (ハローワーク姫路)	姫路市北条字中道250番地	079-222-8609
神戸少年鑑別所 (神戸法務少年支援 センター)	神戸市兵庫区下祇園町40-7	078-351-0761
兵庫県地域生活定着 支援センター	神戸市中央区二宮町4丁目7-6	078-241-7751
大阪矯正管区 更生支援企画課	大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館7階	06-6941-5781
コレワーク近畿 (大阪矯正管区就労 支援情報センター室)	大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館本館4階	0120-29-5089

姫路市再犯防止推進計画

令和4年（2022年）3月

発行：姫路市市民局市民参画部市民活動推進課

住所：〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

連絡先：TEL 079-221-2737 FAX 079-221-2758

E-mail：sankaku@city.himeji.lg.jp